

第六十五回国会
衆議院
科学技術振興対策特別委員会
議 録 第 六 号

昭和四十六年三月十一日(木曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 渡部 一郎君

理事 木野 晴夫君

理事 青波 茂君

理事 前田 正男君

理事 近江巳記夫君

理事 稲村 利幸君

理事 堀山 静六君

理事 松永 光君

理事 大出 俊君

理事 堂森 芳夫君

理事 三木 喜夫君

理事 吉田 之久君

出席國務大臣

國務大臣 西田 信一君

官房長 矢島 嗣郎君

科学技術庁長官 榎林 愛朗君

科学技術庁計画局長 梅澤 邦臣君

科学技術庁原子力局長 有澤 廣巳君

防衛施設庁総務部長 来栖大児郎君

防衛施設庁調査官 宮川 涉君

外務省アメリカ局長 佐々木周一君

安全保障課長 佐々木周一君

参考人 日本原子力船開発事業団理事 佐々木周一君

委員外の出席者

原子力委員会委員 有澤 廣巳君

防衛施設庁総務部長 来栖大児郎君

防衛施設庁調査官 宮川 涉君

外務省アメリカ局長 佐々木周一君

安全保障課長 佐々木周一君

参考人 日本原子力船開発事業団理事 佐々木周一君

委員の異動

第二類第三号

科学技術振興対策特別委員会議録第六号 昭和四十六年三月十一日

三月十一日

辞任

堂森 芳夫君

山中 吾郎君

吉田 之久君

同日

辞任

大出 俊君

榎崎弥之助君

竹本 孫一君

補欠選任

大出 俊君

榎崎弥之助君

竹本 孫一君

同日

補欠選任

堂森 芳夫君

山中 吾郎君

吉田 之久君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

日本原子力船開発事業団法のの一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

渡部委員長 これより会議を開きます。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案及び日本原子力船開発事業団法のの一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。

この際、西田國務大臣より発言を求められておりますので、これを許します。西田國務大臣。

○西田國務大臣 昨日、当委員会において、田中武夫先生より要請のありました点につきまして、内閣法制局とも協議の上次の見解に達しましたので御報告いたします。

第七条の二に規定いたしますところの政府間合意の内容として考えられべきものは、賠償措置額及び賠償措置の内容、これは民間保険と国の補償契約を含んでおります。並びに寄港の期間等で

ございます。これらは国の補償契約のほかはすべていわゆる法律の範囲内における行政的な措置または民間保険による措置として処理されるものであります。国の補償契約については、予算総則でその契約限度額を定め、国会の議決をいただくこととなっております。またその結果は、決算において明らかにし、御承認を得たいと思っております。

以上のとおりでございますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

○渡部委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

両案審査のため、本日日本原子力船開発事業団理事長佐々木周一君を参考人として意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○渡部委員長 質疑の申し出がありますのでこれを許します。石川次夫君。

○石川委員 実は、ただいま長官のほうから昨日問題になりました二国間協定の法律は条約でなければならぬのじゃないかということ、並びに二国間協定によって国が債務を負担することが明らかであるので、憲法八十五条との関係はどうなるのかということに対する政府見解というものを伺ったわけですが、一応了解はいたしました。

了解はいたしましたけれども、昨日の答弁のように、協定と交換公文と条約というものが全然識別がつかないような答弁をされるといことは非常に私は遺憾であると思うのです。それと同時に、最近行政機構の改革を全部政令にまかせる。あ

くまでも立法府というものの権限を縮小するといふ傾向が非常に強くなっておりからでございますので、このようなものがあるべく条約を避けて協定だけにまかしてしまふんだというふうな印象を与えるかのごとき答弁というものは非常に遺憾であった。この点を十分心して立法府の権威というものを認める。私はこの問題については必ずしも条約というものでなくても全部縛るということにはなかなかないかねる面もあるであろうということも考えるにやぶさかでございますから、一応政府答弁を了したいと思うのであります。

それから、昨日の同僚議員の質問の中で、ブラッセル条約に加盟をどうか。いまのところはポルトガルだけだから発効をしないで、将来ドイツがこれに加盟するかもしらぬという可能性もあるの、そのときに考えるというふうなあいまいな答弁であって、どうも政府見解がこの点はっきりいたしておりません。しかも軍艦がこれの対象になるといふこともありますので、こういう扱いを一体どうするか、というふうな点について一応この点で政府の見解を明らかにしてもらいたい。お願いしたいと思っております。

○西田國務大臣 原子力船運航者の責任に関しますところのブラッセル条約は一九六二年海事法外交会議におきまして採択されたところでございしますが、その内容は原子力船から原子力損害が発生した場合に、その運航者が無過失の損害賠償責任を負い、賠償の支払いに備えまして一億ドルの保険、国家補償等により損害賠償措置を講ずることになっておるわけでありまして、先生おっしゃいますとおり本条約の発効要件といたしましては、原子力船保有国及び非保有国それぞれ一國ずつの批准が必要となっておりますが、現在のところ非保有国でありますところのポルトガル一國が批准を

しておりますだけで原子力船保有国は現在まだ批准をいたしておりません。本条約に原子力船保有国であるアメリカがまだ加盟しておりませんのは、同条約が軍艦を対象にしていることが主なる理由であるようにいわれております。また、これまで西独が加盟をいたしておりませんのは、使用国の批准がかなり先になるであろうというように見通しに立っております。ごさいますか、西独の原子力法体系が相当条約と違っておりますためと聞いておるのであります。しかし西独といたしましてもオットー・ハーン号の円滑な海外寄港の実現をさせますためには、本条約を批准し発効させたい、こういう強い意向もあるように情報として伺っております。今後わが国がブラッセル条約に加盟するかいかにあたって考慮しなければならぬことといたしましては、いま申し上げましたように本条約は現在未発効の状態にございまして、またたとえ本条約が発効いたしましても加盟国がきわめて僅少であるという間は、原子力船の円滑な国際的相互寄港の実現にそれほど寄与するものではないと考えられますことなど、さらにまた、ブラッセル条約に加盟いたしますためには、原子力船の国際的相互寄港の場合に限らず、わが国の領域内にある場合にも運航者の損害賠償責任を三百六十億円に制限する必要があるわけでありますが、この点につきましては陸上原子力施設とのバランスのことも考慮しなければならぬ、こういう問題点があるわけにございまして、しかしながら基本的な考え方といたしましては、わが国といたしましても原子力船の円滑な国際的相互寄港の実現の方向に進むべきものであるというふうに考えられますので、先ほど申し上げましたような諸問題ともあわせまして十分検討すべきである、かように考えております。

それから、実はきょうの法案とはちょっと離れるのでありますけれども、原子力委員会から来ていただくことも少ないものですから、ちょっとふだん疑問に思っているというか、こうしたらどうかと思う点がありますので、一、二有澤委員に質問をしたいと思いますのでありますけれども、いまのところ、ビッグプロジェクトといたしましては、この原子力関係として変型転換炉、それから高速増殖炉、こういうものが一応軌道に乗っているとははいえないかもしれないけれども、だいぶ外国との差を詰めてきつたところというふうな実態であらうかと思うのであります。その中で私は絶えず思っておりますのでありますけれども、多目的原子炉、いわゆる高温ガス炉というものを中心としていろいろなコンビナートというものがつくり得るのではなからうかという一つの構想はできておるわけにございまして、この高温ガス炉のことについて予算の内容とか計画の内容は大体聞いておりますけれども、この程度のものではなかなかプロジェクトとして軌道に乗りそうもない。しかしながらこれが成功すればいいわけにございまして、石油関係のコンビナートということになりますと、なかなか公害というものが大きいけれども、この温度を中心とする高温ガスというものを中心とするとところのコンビナートというものは、成功すれば成長の可能性が大いにあるのではなからうか、こういうことでこれもひとつプロジェクトというものに載せたらどうなのだろうか。それだけのまた価値があるのではないか。ただ、その場合に問題になることは、大体いまのところ必要とされるのは、製鉄会社がこの間のところは粘結炭が足りないというところでにわかにはクローズアップされたようなところでありながら、今度は粘結炭が余ってきたから必要ないのだというところで、またダウンしてしまうというふうなことはなしに、海外資源というものはあと十年もたったら日本は徹底的に枯渇をするのだという前提に立ちますと、さらにまたエネルギー資源というものを中心としてあらゆるものが枯渇をする、特にエネルギー資源というものはどうするのだということとは最大の課題になってくるわけなので、そういうこととからいいますと、高温ガス炉というものは相当大きなプロジェクトとして大きくクローズアップさせ、取り上げる必要があるのではなからうか、こう思うのであります。現在の予算の範囲内では、なかなか軌道に乗るということはむずかしいであらう。当面は、新日鉄では湯川さんがなくなったというところでだいぶ熱がさめたというふうな話も聞いておりますけれども、しかしながら製鉄会社も一はだ脱いでもらわなければならぬ、これは国だけでやるという性質のものではなからうというふうなことも含めて、どういうふうな構想になっておりますか、この点ひとつ質問しておきたいと思っております。

○有澤説明員 ただいまお話のありましたように、高温ガス炉によつて多目的炉としていく、特にエネルギーの観点から申しまして、高温ガス炉を開発していきたい、こういう考え方は私も持っております。それで高温ガス炉に対する研究調査というものをいま進めておる段階でございまして、原研のほうに予算をつけてその研究を進めておるわけにございまして、他方におきましては懇談会みたいなものを設けて、この多目的炉の持つておるいろいろな問題点を究明しておるところにございまして、ただ高温ガス炉ということになりますと、七、八百度程度のものならばまあありあいに早くコンセプトを考へることができまして、千度以上に引き上げるということになりますと、なかなかむずかしい問題があるようにございまして、これを開発していくというところにつきましてはあらかじめどういうところにあるか、どういふ問題があるか、そういうところをまず研究調査いたしまして、そして初めて一つの目標をはっきりできるようにした段階において、ナショナルプロジェクトならナショナルプロジェクトとして、そうして開発にとりかかりたい、こういう考え方になっております。高温ガス炉、特に多目的炉というものにつきましてその必要性が今

後ますます大きくなっていくということにつきましては、全く御説のとおりだと私は考えております。原料炭が現在少し余つてきておるとかいうふうな目目のいろいろな変化にはとらわれることなく、もつと長期に考えましてこの炉の開発を進めていきたい、こういう考え方に立っております。

○石川委員 この問題は非常に専門的な知識も要りますし、いざあらためて十分に討議をする機会を得たいと思つております。きょうは一応の見解だけ伺つておくにとどめますけれども、ことしの予算は去年よりはだいぶ大幅にふえておりまして一億五千万、債務負担行為が一億八千万というふうなことで、かなりの積極的な姿勢というものは予算からくみとれるわけにございまして、しかしこの程度ではなかなかどうも軌道に乗るというところは難しいなという感じがするわけにございまして、しかもこの関係の開発というものは相当急を要するようになってくるのじゃないか、こういう感じがいたしますが、ただし、これはビッグプロジェクトという、全部政府がやるというふうな習慣になつておられますけれども、この場合は必ずしも政府だけで負担すべき性質のものではなからうという感じが強くするわけにございまして、その点の調整をどうするかということも考え合わせながら、この研究はひとつプロジェクトに乗せるための方策というものと積極的に関与組んでもらいたいということだけにきょうはとめておきたいと思つております。

それと、また原則論に戻つて恐縮なのであります。原子力基本法というものをつくられまして、平和利用ということと、自主、民主、公開の原則というものをどうしても守らなければならぬということになって今日まできておるわけにございまして、その公開の原則というものは原子力の場合に守られておるか、ちょっとデリケートな面もありまして、われわれは不審な点が多々あるわけにございまして、たとえていいますと、濃縮ウランの関係については——新聞などの報道であ

りますから正確なことはわかりませんけれども、この発表はやめてもらいたいというアメリカからの強い要請があったというようなことがどうか知りませんが、去年の原子力学会の発表を見ますと、濃縮ウランの関係の学術発表論文というものは全然ないのです。これでは公開といえるかどうかという疑問を感じないわけにはいかない。原子力研究所の中でも、いろいろな事故があったことを発表したところが相当の弾圧を食ったというふうな問題もあるわけなので、こういう問題も含めてこの原子力基本法というものをさらに根本の精神にさかのぼって、自主、民主、公開とはどうあるべきかということ、当面の事業を進めるということ以外に、基本精神がどうあるべきかということについて、これは軍事利用との関係が相当密接にからんでまいります、われわれのほうでこれからやろうとする海洋開発の場合でも、この原子力の関係というものは相当やはり密接なところが出てくる、そういうこともあるのですから、この原子力委員会の任務として、当面の問題だけじゃなしに、基本精神というものを絶えず踏まえてものを考えるというのをぜひ忘れないでやってもらいたい。これは議論になりますから、いづれあらためてそういう場を設けたいと思いますけれども、私は強く要望しておきたいと思うのであります。

それから、まず最初にきょうの法案の原子力船開発事業団法の一部改正についてであります、これは契約が延びたというこの関連で当然延ばさざるを得ないという、結論的には納得をするわけなのでありますけれども、この延ばさざるを得なくなったというこの原因については幾多のうわさというものも出ておる。こういふうなことを二度と繰り返してはならぬという点で二、三私は質問したいと思うのであります。

それは、最初海洋観測船ということで六千トンというところで計画がなされたわけでありました。これは昭和三十八年であります。ところがこの入札の三十六億円というのじゃ、とてもじゃないがこ

れは間に合わないというこの不手ぎわが一つあったわけですね。それからあらかた計画の再検討ということをやって、三年ほどたちましてから——昭和四十二年であります。でありますからちやうど四年間おくられておるわけですね。再出発をするというところで、経済性も検討する、あるいはそういうことを含めて八千三百トンというトン数に変わったというところで、金額も五十六億円というふうなことになるまで、これは陸上施設などを含めるといって全部でも大体百二十億円くらいになるわけですね。簡単に三十六億円が、まあ計画が変更したから五十六億円だ、こういいますが、船だけで二十億円という大きな差で簡単に変更になってしまふというふうな計画のずさんさというものについて、私はやはり科学技術庁当局これは責任を感じてもらわなければならぬ、こう思うのであります、その点どうお考えになっておりますか。

○有澤説明員 ただいまの御指摘の点まことに私も遺憾に思っております。ごいまして、その第一船の建造を決定するにあたりましては、やはり懇談会といいましうか、第一船を建造するについてどういふ問題点があるかということも十分検討するとともに、大体の経費の見積もりもしていただきました。それがいま御指摘にありましたように、私はたしか三十四億だったかと思ひます。そういう形が出てまいりましたので、この懇談会の中にはメーカーの方々も入っているわけですね。そういう方々も入ったその懇談会の推定といいましうか、見積もりをいたしました、三十四億といふふうな数字が出てまいりましたわけでございます。私どもは予算では、もう少しかかるだろうというので一割くらいあやして三十八億の見積もりをいたしまして、大蔵省との査定の結果三十六億といふ数字にきまつたわけでございます。ですから、私どもとしては大体この数字でやっておりますもの、だといふふうに考えて、それで事業団ができました、事業団が見積もりをとってみますと、なかなか三十六億という数字ではだれも引き

受け手がなく、こういう状況でございました。この懇談会の数字を私どもそのまゝ信用したということ、まことに不手ぎわな次第でございまして申しわけないと思ひますが、いよいよ建造ということになりますと、造船会社なら造船会社あるいは船のメーカーがこれを引き受けてくれなければ、どうしても船の建造というに進むことができない。そこで海外の調査もいたしましていろいろ検討をいたしました、オットー・ハーンその他の船のことを考えてみましても、もう少し建造費はかかるといふふうなことで、いま御指摘になりましたような金額に引き上げ、約二十億はかり高くなった次第でございまして。

これはどういふわけかというふうに考えますと、原子力船について申しますならば、何といひましても日本において最初にこれを建造する。したがってメーカーならメーカーあるいは造船会社なら造船会社にとりまして、いろいろわからない問題がある。そのわからない問題を、実験研究をいたしましてわからせた上で、スペックどおりの船をつくらうというふうになりますと、そこに研究開発費がどうしても加わってくる、その研究開発費がある程度船価の中に織り込まれてくる、こういうふうなことになるかと私は聞いております。

これは船の問題ばかりじゃなく、結局日本の場合、政府自身が全部のことをやる、建造も何もやるというならこれは大体のこととはわかりますけれども、民間の協力とともに原子力船あるいは原子炉の開発を進めていく。その民間の負担するR&D、これをどの程度に、船価なら船価あるいは原子炉の価格に織り込むべきかというふうな問題が、なかなかむずかしい問題として残っております。私どもは極力民間の協力を得ようとするべく安い価格ででき上るよう努力をいたしていくつもりでございます。船の場合はその点で私どもに考えておりますが、しかしそう申しましたうふうな経験を与えていただいた、こういう、一方船価は高くなるし、建造の期間が予定

よりずっとおくれるということになりましたことは、まことに申しわけのないことだと私は考えております。

○石川委員 端的に伺いますけれども、最初は海洋観測船ということで出発をした。海洋観測船といふことになる、いろいろな機具が乗っからなければいけぬといふことで、このほうがむしろ相当高つくんだといふようなことで、特殊貨物船、それからそれにつけたしのようなかっこうで乗員の訓練を含めるのだというこの目的の変更があったわけなんです、これはきのう私の同僚委員のほうからも質問がありましたからよくは申し上げませんが、この特殊貨物船に変更しなければならなかった、また特殊貨物船に変わったために、特殊貨物船としての任務をどのくらい遂行できるというお見通しをなすっておるか、この点をひとつ伺いたいと思ひます。どなたでもけっこうでございます。

○有澤説明員 いま御指摘になりましたように、海洋観測船といふことになりましたと、これはもう任務は決定した船になります。したがって完成後のこの船をどう使うかと申しまして、もう海洋の観測という点に限られるわけでございます、したがってその船を引き受けることも決定的になります。ところで先ほども申し上げましたように、船価が非常に高くなりまして、したがってその船価が高くなったといふことと、それからやはり海洋観測船としてこれを運航するとなるとなりまして、その運航費もかなり高い。したがってどう申しましようか、海洋観測船といいたしましてはと不安い建造費で、そしてまた安い運航費で、つばな海洋観測船を、普通の船としてこれをつくることもできる。それなのにわざわざ原子力の船用炉をもって海洋観測船をつくるのはどういふものかというふうな意見も他方から出てまいりました。観測船といふことにきめましたので、先ほど申し上げました懇談会のほうでできたわけでございますが、それと申しますのも、その原子力船を、でき上がった船を利用するということになる

と、どこか利用先がはつきりしない困る。そういうふうな関係で、海洋観測船とするならば、国がこれを保有し、運航して利用することができたらう、こういう考え方があったのです。しかし、それにしても運航費が非常に高くなる、船舶も非常に高くなるということになりますと、やはりそこら問題があるだろう。そこで私もいろいろとしましては、なるべく、全部が全部経済的に運航ができるように申しさせんけれども、幾らかでも収入をあげ得るような船をつくらうという感じがしないかというふうな考え方がいろいろ検討してまいりますと、やはり特殊の貨物を運搬する船、たとえば核燃料を運搬するとかあるいは使用済み燃料を運搬するとかあるいは廃棄物を運搬するとか、そういうような運搬用に使えようという船をつくったほうが、どうせこの船は日本でも要る船でございまして、また原子力船としてもそのほうが適当しているのではないかと、そういう考え方というものと、それからもう一つは、いま御指摘にもありました乗員の訓練、いずれ原子力船というのはだんだん第二船、第三船というふうな原子力船時代もくるであろうから、そういう場合に対応するための乗員の訓練用としても使えるように考えたかどうか、こういう趣旨におきまして、たまたまその船舶が非常に高くなった。応札価格として非常に高くなった、そういうことが一つの契機になりました、そこでいままでの海洋観測船という船をつくる目的を変更いたしまして、特殊貨物船をつくる、こういうふうな変更を加えて原子力船の建造を計画いたした次第でございまして、

○石川委員 いま申されたような理由なる理由は私も大體了承はしておりますけれども、特殊貨物船としてある程度収入の道も講じたほうがよろしいというふうなことになると思いますが、大體これはどう考えても普通の商船の三倍くらいかかっていますね。そうなるこの船でもって、それでなくても原子力関係の廃棄物の輸送とか特殊な注意は必要だといつても、赤字が当分

予想されるような原子力関係でこの特殊貨物船を使うということであるならば、おそろくほかのほうに使ったほうがいいということになってしまふのではないかと申すのです。それならば特殊貨物船として若干の収入を得るんだといつても、事志と反するのではないかと申すのです。そうすると海洋観測船としては特定の任務を持ち、それからかねて乗員の訓練をするというふうなことでRアンドDを専門にやるんだというふうなことが国民には納得者が多かったんじゃないか。したがって、これを変更したというのはいま言ったような理由のなるものも理由のなるものはありまして、どう考えても、何か結論的には責任回避のため、公庫の契約金額を変更した場合にこういうふうな目的を変更したんだというふうな感じが国民に強く受けるというの、私は無理からぬことではなかろうかという感じがしてならないのであります。これは理屈になりますから、この点はそういう疑問があるというだけでやめておきたいと思ふのであります。そうすると、これから第二船をつくるという可能性が出てまいりますね。第二船をつくる場合には、一休民間主導型でもってやるのか、それともこんな高いものではどうにもならぬから、やはり政府でもってやってもうはかないということになるか、この辺の今後の見通し。これは遠慮というふうなものは特別に今度の原子力船の場合では、私も「むつ」に行つて見てまいりましたけれども、たいへんがんにやうそのものにできておつて、それが価格に相当影響しているという点も否定できないことはないわけでありまして、しかしながらこれは引き合ふということになる場合、民間でもってこれを運航するという場合には、なおさら「サパンナ号」みたいに大型なものにしなければならぬということになるのは原子力船の占める比率が少なくなるというふうなこともあつて、相当大型のものに変えていかなければならぬだろうというふうな感じがするわけです。第二船以降の、

いますぐ決定的な結論を出すということはできないでございしますが、これは原子力事業団の理事長さんもおっしゃるが、どういふふうなお見通しをいまのところ持つておられるか。それから現在の船も、先ほどの質問と関連があるのですけれども、一休具体的には、乗船の訓練としてはこれは使えると思ひますよ、海洋観測船であればそれはそれなりの目標でもって使えようと思ふのですけれども、特殊貨物船としてはほんとうに活用できるというふうにお考えになっておられるかどうか、その点ちょっと伺いたいと思ひます。

○佐々木参考人 原子力船事業団といたしましては、政府から基本方針というものを示されております。それでその基本方針に従つて基本計画というものが出来て仕事をしておるのでございます。したがつて、ただいまのところは「むつ」を完全な原子力船として建造するということが任務でございまして、これができ上がつたらどういふうまいに使うのか、どういふ方法で運航するとかいうことは、ただいまの事業団の仕事としてはあるいはそういうことと計画を立てるとか研究をするとかいうことは事業団の任務でないことになっておるのでございしますが、私個人として考えますと、本船は千五百トンの貨物運搬量というものを保持しておりますから、廃棄物の運搬ですとかあるいはウラン燃料の運搬とか、そういうことには十分活用できるんじゃないか、かように考えます。

それから将来の原子力船、ただいまの御質問でございしますが、いま「むつ」はなるほど普通の貨物船に比較して船価で約三倍、それから建造期間で約二倍ほどかかっておりますが、これは御承知のとおり開発研究をいたしますからそういうぐあひにかかりましたが、たとえば船用原子炉を十台注文を受けるといふことになりまして価格も相当下がりますし、それから経験も積みまして、いまのジーゼルエンジンとかタービンのエンジンに比較して十分競争できる、工期も短縮できるんじゃないか、かように考えます。なお、御承知のとおり最近油の値段が非常に上

がりましたから、たとえばいま建造してあります「むつ」は二トン半の燃料でもって少なくとも二年半燃料を補給せずして使える次第でございまして。今後油の燃料費が下がらぬという一般の見方でございまして、そういう意味からいいますと、原子力船の将来の経済性というものは非常に注目を引くんじゃないか、かように考えております。

それから、これも私個人の考えでございしますが、御承知のとおり日本は実質上世界第一位の海運国になっておまして、約二千七百万総トンの船を現在持つておるのでございます。これがほとんど全部輸入の油にたよつて動いておまして、国策の見地からいたしましても少なくとも一割とか二割、まあ二、三百万トン、できれば五百万トンぐらいの船は輸入の油にたよらないで動かせるというふうなことが、これは油の資源を持つておりますアメリカとかイギリスとかフランスとかはよろしいですけれども、そういうものを持つていない日本としては特別に必要じゃないか、かように考えますので、ひとつ原子力船の開発につきましては皆さんの特別の御配慮をお願いしたい、かように考えます。

○石川委員 大體今度の船の値段の内訳は、大ざつぱに言つて船体が二十九億円で、原子炉だけでも二十七億円というふうな金額だらうと思ふのです。そうすると、原子炉の比重というのは非常に多いので、なかなか経済性という点では問題が今後とも残つていくだらう。それで、いまエネルギーの問題が出ましたけれども、これは別な場面でひとつじっくりと核燃料、ウラン問題についてはやらなければならぬ。実はあした商工委員会が石油問題で、これは有澤さんお出になるかどうかわかりませんが、一日じゅうずっとぶつ通しでやろう、こういう構想を立てておるのです。このエネルギー問題の対策としてはどうしても石油だけにたよるわけにいかぬということをはわかるのですけれども、実は核燃料になりますともう石油以上に日本はないですね。何もない。

これはやるべきではなかったのだということにならなければ幸いだ、私は、東海村の実例からしてそう思わざるを得ないわけなんです。

そこで、いま直ちにそのような基準を設けるといっても、これは私はものわかりがよ過ぎるかもしれないませんが、なかなかむずかしいと思うのです。また実際にこうなったらこうなるんだという実態を知らせるということになると、たいへんな混乱、動揺が起こるかもしれないというようなことも考えないわけではありません。しかしながら、何らの基準も示されないままに、ただ道路をつくったぐらいの形で、おためごかしのようなかつこうで恩典を与えたということで、環境整備をやったんだというような現在の実態というものだけでは済まされない時期に来るのではなからうか。

あと一つ申し上げたいのは、アメリカあたりは最近相当きびしくなっております。これはアメリカ全体ということではございません。ミネソタ州は非常に有名でありますが、AECの五十倍のき

びしい規制をやっておりますね。それから、そのほか十州もミネソタに右へならえということですから、五十倍という、日本が大体十倍のきびしさを持っておりますけれども、日本の五倍というように考えるわけです。これだけのきびしい規制をしるということになって、原子力公害というものの対しては、被爆国としての体験のないアメリカ自体も、これに対しては非常に慎重になってきておる。そこで、かてて加えて、日本では公害問題というものはこれだけ大きくクローズアップされておるといふことになりまして、いままでと同じような考え方で、漫然と原子力発電所というものがつくれるというような時期ではなくなってくるのじゃないかというところが、むしろ石油の関係とか関連において非常に私は心配でならないのです。そういう点で考えると、いろいろこれはアメリカあたりでも言っております、AECの研究所あたりの発表でも——これは朝日新聞に出ておったから間違いないのですけれども、人体の許容量の〇・一七ラド一日当たりの基準だと、放射能によるガンが割以上ふえるだろうというようなことが出ておたり、その他いろいろな報告が出ておるわけですが、大気汚染の医学研究所、これはジョンズホプキンス大学の公衆衛生部あたりから出ておるわけですが、これなんかも、クリプトン八五あたりの影響なんかも相当——誇大ではないかと思われぬぐらい強調して出ておるといふようなことで考えると、実は非常に心配なのは、東海村は小さな実験炉、研究炉という程度のもので密集を、あるいは十六万五千ワットのコールダーホールが一つあるという程度であります、これを全部合わせても百万キロワットにならない。五十万キロワットにもならないでしょう。その程度のものであります。ただ非常に種類が多い。だから、どこかで一つ故障があつてもたいへんな被害を与えるであろうという懸念は持っておりますけれども、いままでのところはそう大きな被害はなかったわけなんです。ところが、私は大熊あたりを見て、あるいはまだ敦賀なんか見

ておりませんが、ここは大体三百万キロワットぐらいになるのじゃないですか、全部密集しますと。一地带にそれだけ密集するということになります。これはだんだん大型のものになってくる傾向が非常に強いわけですね。これは、二十万キロワットか、三十万キロワットか、五十万キロワット、七十万キロワット、百万キロワットというふうなけたになってくる。そのときに、核の種類というものは大ざっぱにいって二百種類ぐらいあるわけですよ。それが全部に放射能基準というものがあつて、これ以上やっちゃいかぬということになりました場合に、私は三年ほど前の予算委員会で見聞したことがあるのです。大熊で四つの発電所が集中的にできる、その場合アルゴン許容量を越えませんかという質問をしたことがあるのです。私はアルゴンは越えらると思うのですよ。あれは比重が重いのです。ですから停滯する危険性がある。ところがそのときの答弁は、いまのところ二つしか許可しておりません、四つは許可しておりませんというので、いわゆる官僚的答弁でもって逃げられてしまつておた。四つ合わせたらどうなんだというのだけれども、二つしか許可していないのだ、こういうことで、ここで議論がかみ合わなかつたわけなんですけれども、四つ合わせた場合のクリプトンあるいはまたアルゴン、これはある学者に言わせると、明らかに越えるという学者がいるのです。そういう点の解明が一体なされているのかどうか、私は非常に心配なんです。このミネソタ州あたりでいえば、AECの五十倍のきびしい規制だといふのでありますから、こういう前例がアメリカであれば、日本もそれにならえという風潮が必ず出てくる危険性がきわめて濃いのと思わなければならぬ。そういうような場合に照らして、抵抗の少ないところに密集させる。これは、これらの発電所の立地条件をどうするかといふことは非常にむずかしい、日本の国の国運を左右する可能性のある重大課題だと思ふのですけれども、こういうふうなきびしくなつてきた場合に、また日本が特に公害問題について関心が高まつてきたと

きに、それだけ密集させた場合に絶対たいじょうぶですよという保障はだれも与えていないのです。しからば、それを明らかに越すのかという、明らかに越すといふことも言い切れない。しかしこの問題については、私は非常に心配なのは、実は茨城県には衛生研究所という研究所を持っております、東海村から毎日どろを持ってきて、水を持ってきて研究しております。そこにいる人は非常に熱心な人でございまして、この研究所が大体日本で一番じゃないかと言われている。東京にはこれだけのものはありませんと言われたその設備を見て、この程度のものが、日本の一番か二番か三番か知りませんが、非常に権威のあるものかと実はびっくりしたのです。その程度の研究所——観測研究といひます、そういう程度のものでもありますから、いろいろな核の種類のものについて、密集した場合にどうなるかといふことの研究は、これはまた別な問題でありましょうけれども、なかなかそれは見通しがつかないのじゃないかと思ふのです。しかし、こうきびしい情勢になつてきたときに、この密集地帯の敦賀とか高浜とか大熊みたいなのがその基準を越えないのだろうかといふ点について自信をお持ちでしょうか。これは原子力局長、ちょっと答弁願ひたいと思ふのです。

○梅澤政府委員　ただいまの先生のお話でございますが、やはりこれは安全審査する場合に、一基、二基という場合のしかたで、それからやはり総合的にそこに四基なりできる場合のしかたで、この基準は全く同じでいかなければいけないと思ひます。したがひまして、その場所にあつて、それを全体的に前のと含めまして、そこで安全審査を進めていくという形で全般を見計らつて、そこで安全な範囲内に入れるという形でいく安全審査になっていく、現在も大体そういう方向で進んでおります。

○石川委員　たとえば、再処理の問題について答申が出ました。しかし、これは、総合的に、いまの原子力のいろいろな研究施設がある、それから発電所がある、それと一緒にした場合の海水の汚染はどうなるのだといふことについては全然触れていないのです。再処理だけの問題について安全であるという答申が出てくるというふうなことは、いかに納得性がない。いまおっしゃつたように、発電所が幾つもできるときには、それをプラスしていった上での安全性を検査するというけれども、実を言うと、私が先ほど見たような研究所の実態から見ても、非常に多くの核の種類があつて、それが全部についてどこかに基準がきまつておつて、その全部についてだいたいようぶだといふふうな見通しを立てるような詳細な検査というところは、私は実際問題として不可能だと思ふのです。そういうことからいふと、私は安易に抵抗の少ないところに密集して発電所をつくるというふうなことは許されない可能性がきわめて濃いのではないか、そういう点をよほど慎重に考えてもらはないかと、とんでもないことになる。この点は原子力委員会のほうも十分に配慮してもらいたいと思ふのですが、私は、いまクリプトンとアルゴンの例だけ申し上げましたけれども、これは四百万キロワットをやれば、必ず現在のICRPの基準を越します。越しますといふ断言じゃありませんが、越すと思ひますといふ学者がかなりいるわけですから、そこへもつてきてミネソタ州のような案が出てきて、それよりさらにきびしい基準が出てくるというふうなことになる、これが日本に波及するといふことになる、この原子力公害について、もっと真剣に腹を据えて取り組まないと、とんでもないことになるのではないかと。しかし私は、原子力発電所をつくることにもろん反対じゃありません。これをやるのに絶対に安全だといふ体制をつくつた上で——そのためには私は、実を言うと、これは民営でやることについては反対なんです。九電力がばらばらにやるということについても、実は非常に疑問を感じておるわけなんですけれども、そういうことで密集させて原子力発電所ができるということについては再検討の余地が大いにある、こう思つておるのです。

が、原子力委員会としての御意見をひとつ伺っておきたいと思うのです。

○有澤説明員 アメリカあたりでも規制が非常に強くなってきたというところは、私もよく存じておる次第でございます。いま御指摘になりました問題は、いわゆる低レベルの放射能の影響という問題だと思えます。ところが、低レベル、つまりICRPの基準の何分の一、十分の一がいいか、あるいは五十分の一がいいかというふうな、低レベルな点についての障害があるかないか、こういう問題点につきましては、いまお医者さんとか、あるいは研究者、学者さんがいろいろな意見を述べておられますけれども、まだきめ手はつきりしておりません。それで私も、放射線医学総合研究所にお願いいたしましたので、その低レベルの放射能の影響——ある程度高いレベルのものは、これはもうはつきりしております。それ以下は一応いまのところ障害がないというふうな決定されておりますけれども、それ以下の問題については、やはり低レベルのものにつきましても、なお十分検討をおこななければいかぬではないか、それで、いま申し上げましたように、低レベルの放射能の影響ということにつきまして研究を大いに進めていただくように、実は昨年からそれに着手しております。ただ低レベルの問題でございますので、なかなか研究の結果が出てくるまでに、ある程度時間がかかるというふうな状況でございます。

そういう点で、いま御指摘のありましたような問題についての準備は十分進めておるつもりでございます。なるべく早くこの結論を出すように、放射線医学総合研究所のほうの研究を督促してまいりたいと思っております。

○石川委員 いま申し上げた皆さんの核種の中で、アルゴンとクリプトン八五、これだけでもいいと思うのです。四百万キロワットというふうな密集地帯で、ICRPの許容量に対して一体どういう結果が出てくるであろうか、それはもちろん逆転層のあった場合のことも予想しなければなり

ません。逆転層のあった場合にこれは明らかにおかしい、というふうにいけばあるわけですね。そういうふうなことも含めて、ちゃんとした結論を出してもらいたい。そういうことがなければ、このミネソタ州のように、日本よりもはるかにきびしい基準を出してきて法廷で争っているというふうな、それでも原子力発電所を全部拒否しているというふうな事態にアメリカですらなってきたというわけでございますから、それに合わせた場合の一体どうなるのだということも含めて、よほど慎重な対策というものが立てられなければ、とんでもない事態になるだろうということを警告しておきたいと思うのです。これはぜひお願いいたします。

それから時間がたいへんたつてしまいましたので、それから、一点だけ伺いたいのでありますが、福井県で原子力環境安全管理協議会というものができました。これは私も拝見いたしました。これは各県のいわゆる第三者監視機構というものの一つの判例といえますか、模範といえますか、そういうことでこれができておると思うのです。しかしこれだけでは住民を納得させることはなかなか困難ではなからうか。ということは、きのうも答弁の中で出てきたのは第三者監視機構というのですね。ところが第二者監視機構でなければいかぬと思うのです。

〔近江委員長代理退席、委員長着席〕
そこに住んでいる住民は第二者なんですね。第二者監視機構というわけですからそこに住む住民もそこに参加をするということではなければならぬと思うのです。

私がなぜそういうことを言うかといいますと、昭和四十五年九月に敦賀の発電所のモニタリングポストの測定値を発表したことがあります。その場合に、県のはうで出したものとそれから企業のほうで発表したものでは三対一の食い違いができた。企業のはうは少なく県のほうは多目に出ていたというふうな結果がはしくも暴露をされたわけですね。しかし住民にしてみると、率直に言っ

て県のはうですらも適当にやるんじゃないかなという不安な感じがしるかもしれません。まあそういうことはなからうと思えますけれども、そういうことで、これで見ると県議会とかあるいは県当局とかというのが参加をしてかなりりっぱな構成にはなっておりますけれども、住民が参加をする——もちろんだれでもいいということにはならぬと思うのでありますけれども、住民の納得性を得るという意味では住民がこれに参加をして、モニタリングポストでもってある程度の確認をするという体制をつくっていかねばいけないのではないかと。

と申しますことは、私のほうでは今度は再処理問題なんかも出てまいります。再処理問題についてはいずれあらためて質問したいと思うのでありますけれども、そういう問題も含めて考えなければならぬ。あそこはいろいろなもの密集地帯になつて、そこに再処理工場ができる。学者の中では再処理工場なんかはまったく反対、日本では再処理工場をつくることは絶対まかりならぬという強硬な意見もそこに入ってくるわけですね。そこに発電所もあるわけですね。そうなりますと、それを納得させる接点としては一体何が必要かというのと、第三者監視機構というものがあつて、いつでも住民それ自体が参加して安全性を確認できるということでなければ、最低限の納得性というものは不可能ではないか、私はこう思うのです。これは形としてはなるほどきつと整っておりますけれども、一番関心を持っている住民が参加をして、住民がある程度の訓練を受けてそこで調べていく。これはほんとうは測定のしかたがたかさんあるわけなんです、しろうとが参加してもなかなかむずかしいのだといういろいろな御意見もあるでしょうけれども、しかし納得性を得る最低限としてはその程度のことをやらなければ、これから先の原子力設備というもののについての設置は非常にむずかしくなるという意味で、私はこれを非常に重視していいと思うのです。

あと一つは、モニタリングポストがあつてカウ

ンターでもって計算したということだけではなくて、核の種類それぞれについてどうなっているんだということがある程度わかるということにするためには、茨城県の衛生研究所が日本で一番いいんじゃないかという程度ではどうにもならないんじゃないか。そうなりますと、茨城県のようないものが原子力設備のある福井県とか福島県とかそういうところにあつて、それを集約したもの中央に集約して中央で再確認をするという權威のある機関というものができた上ではなければ、県だけの監視機構という測定所というか、そのことだけではなかなか納得性を得られないような情勢になつてくることは必至ではないか、私はこう考えるのでありますけれども、ひとつ有澤委員の見解を伺いたいと思うのです。

○有澤説明員 いま御指摘にありましたモニタリングと言いましようか、モニタリング制度をどうするかというところは、今後の原子力の安全性を確認していく上においては、今後必要だと思えます。いまは県側と設置者側と両方でそれぞれモニタリングをやつて、それで両方を突き合わせて、もし問題がありましたらば中央でさらにこれに対する審査をするというふうな考え方でござい

ます。ですからいま御指摘の県のはうも必ずしも信用はできない、だから住民側の監視が何らかの形で入るようなことを考えたかどうかというふうな御意見だつたと思ひますが、その問題につきましても、私もこれからモニタリング制度をどういうふうにしたならば、住民についてはむしろ、またほかの全国民についてももっと納得が得られるような形のものになるかというところにつきましても、いまその問題を取り上げて検討をしておりますが、御趣旨のほどを取り入れましてさらに検討していきたいと思っております。

○渡部委員長 この際、関連質問のお申し出がありますので、これを許します。三木喜夫君。
○三木(喜)委員 いま原子力委員の有澤さんのほ

うからそういう表明があったのですが、要するに、いま公害問題がやかましいときですね。それで、監視機構といいますが監視機構というものはどこでも住民運動の一つとして出てきておるわけですね。特に重油による発電は非常にやかましい。そこで、そういう検討をするというお話ですが、これも、これはやはり時宜に即したことですから早く検討していただかなければいけないと思うのです。

それでそのときにぜひお気をつけ願いたいのは、重油専焼の発電でもそういうことが行なわれているのですが、要するに被害者に当たる者、いわゆる住民側から出ていくということ、それから官側から出てくる場合があるわけですね。それから、企業側、この三者が出てきておるわけですが、そういう立場の人を出すのはどうか。それは別の機関で話し合いをするということにして対々で話をするというふうな場を設けたらいいもので、その中に話してくれば、完全に監視機構というものの機能が薄められてしまふわけですね。これは私、一つ問題だと思ふので、お考えいただきたいと思ふのです。

それからこれはきのうの話の中にも出ておったわけですが、無過失賠償責任ということですね。原子力の場合にはそういう観点に立つておられると思ふのです。この観点はどこまでも堅持していただきたいと思ふのです。

もう一つは、これは質問になるわけなんです、原子力発電の災害、これはきのう私が申し上げましたように最高三兆二千億の公害がある。この中ではいま石川さんの言われたことを全部想定して、いわゆる逆転層の起こった場合あるいは風の吹いておるようなときというふうなことをみな想定して、こういう世界第二の災害予想の警告を出しておるわけですね。これはおたくの科学技術庁から出ておるわけですね、有澤さんなんかこれに参加されたのだと思ふのです。これは三十七年です。今日、すでに十年たつておるわけ

です。それがいまだにまだ検討するというようなことではこれは問題あると思ふのです。石川さんの指摘するように絶えずやっておいていただかなければならぬ。いつごろそれができるのですか。

○有澤説明員 いま石川さんの御指摘の点は、私は低レベルの放射能の問題だといふふうな考えでおります。それをどうはかっているかといふことなんです、高いレベルになればわりあいどの計測器もとらえることができる。そして民間でやるうがあるいは企業がやろうと大きな違いはないと思ふます。けれども低レベルの問題になりますと、測定の問題あるいはその測定器の問題というふうな点でかなりばらつきが出てきてなかなか合わないという問題があると思ふます。

それで三木先生の御指摘になりましたのは、事故のあった場合、もうはつきりとした事故が現にありまして、そして放射能といふものがかなり強いレベルのものが各方面に散らばつておる。その場合に、逆転層がちょうどそのときにぶつかったときには、その下のほうへ回つてまいりますから、一そう被害が大きくなる、こういうふうなケースを想定した事例だと思ふます。ですからその問題は、その問題でむしろ重要な問題でございませうけれども、私がいま申し上げましたのは、その低レベルのほうの測定も、これはやはり安全性を確認するために低レベルの各種についてどういうふうな低レベルであるといふことを確認する必要があるといふことで、モニタリングをやっておるわけですね。そのモニタリング制度につきましても、一方民間の企業がやる管理とか、県庁なら県庁がやるのか、そして民間がやるかといふ点で、どういふふうな形の人が民間代表で入っていくか、あるいは県と民間の代表者が入っていくか、あるいは民間自身がそういう計器を備えて自分で全部確認をしなければならぬものか、そこあたりがなかなか詰まれない点でございまして問題が残つてい

るようであります。ですけれども、アメリカの規制もだんだんきびしくなつておるし、また国内では公害問題もやかましくなつておるわけですから、幸いに原子力についてはまだそう公害といふふうな形で問題になっておるまいと思ふます。しかしやはり公害といふものは、もう一ぺん問題となつたときには手おくれだと私は思つております。その前に事前に十分な準備と用意をしなければならぬ、こういうふうな考えでおります。いまのモニタリングシステムもその意味で検討を早くしたいと思つております。

○三木(喜)委員 私はそれを一貫的に考えてくれといふことを言つておるのです。一方事故が爆発的に起こるでしょう。それから放射能の汚染といふような低レベルの問題はじりじりとわからない間にやられていくのですから、その一貫性をもち、こういう重大事故でさえ想定してやつておるのに、そういうものに対してところどころの対策を持つてもらわなければいけません。一貫して考えてくれといふ意味合いで申し上げたわけですね。

それから無過失の公害に対する賠償責任という問題は、原子力の場合にはばらばらです。運搬の場合には故意の場合だけでしょう。無過失の場合には損害賠償に應じないのではありません。これはどうなつておるのですか。こういう点がはたして一貫されておるか。原子力発電の場合は私はやられておると思ふのですけれども、運搬事故の場合はこれもやられておるのですか。無過失賠償責任に應じるのですか。それから船の場合も一連のものとして一緒にしてお答えいただきたいと思ふます。

○梅澤政府委員 ただいまの先生の運搬その他、これにつきましても全部無過失責任がかかつております。これはみんな一緒でございます。

○石川委員 いまの低レベルといふことの研究、これはぜひやつてもらいたい。といふことは、これはいづゆるがまん量といふことをよくいわれておりますけれども、ゼロでなければならぬ、しかし公共の利益との関連においてこまではがま

んしようというのが、いま言った許容量といふか、こうで出てきておるわけですね。それ以下でも、あるいは遺伝その他の関係で相当の影響が出るか出ないかといふのはこれからの課題なんです。相当問題が残されておるという意味では、そういう研究はこれから進めてもらわなければならぬ。第三者じゃなくて私の言う第二者といふものが参加をした場合は、調べるのはいづゆるカウント数で調べたりキョーリーがあつてレントゲンがあつてレムがあつてといふことになって、これはなかなか容易じゃないわけですが、しかしコバルト六〇、それからジルコニウム九五、ストロンチウム九〇、セシウム一三七、ルテチウム一〇六、セリウム一四四、これはきわめて半減期が長い問題ですね。それとか先ほど私が言いました二つのたとえばアルゴンの関係、比重の非常に重たいといふようなもの、それから相当量天然ウランの場合なんかには出るであらうと予想されるようなもの、こういったもの、大体十種類程度はやはり第二者といふもの、自分で調べることができない程度のものであつておいてやらなければいけないのではなからうか。そういう一つ一つのめどを立てて第三者監視機構といふものが地方にあり、しかもほんとうにむずかしいものについて中央との関連において權威のあるところでもって最終的な結論を出せるというふうな形にまで発展をさせていかないと、これからの原子力設備の必要性はますますふえてくるわけでございますけれども、その反面公害の問題が非常にうるさくなつてくるといふことを考えますと、ぜひこれは意欲的に取り組んでもらわなければ困るという問題であらうと思ふのであります。

私、質問の時間が超過しましたからやめますけれども、この前の付帯条件でたくさん出ておるわけですね。十年前です。十年前の付帯条件の中で、たとえば安全基準をすみやかに設定しということばがある、これは具体的には設定されておらない。大ざっぱな基準だけである。それから原子

力施設周辺地域の居住者に対し線量調査を定期的に実施するということもあるけれども、これも全然行なわれてはならない。その他一つ一つ見ると全部これもやらないことばかりなんです。ですから、ほんとうにやる気持ちがあるかどうかというのを、この附帯決議からいえば言わざるを得ないという結果に遺憾がらなっているわけです。それから別途被害者の保護に遺憾なきよう立法措置その他をやるということも言っているけれども、この立法措置もできておらないというふうなことも含めて、この附帯決議というものは単なる空文になってしまったということは私は残念だと思つてます。しかしながらこれからは、先般来の公害問題その他いろいろが非常にうるさくなり、それがおそろく原子力にも波及してることが当然予想されるので、この前の公害国会では原子力の問題はほとんど討議の対象にはなりませんでしたけれども、これだけはとにかくクローズアップされる時期が必ず来るのではないかと、こういうことも考えて、この前の附帯決議を十分生かすような措置、それから具体的に早くやらなければならぬ措置というものを私は二、三例をあげて申し上げたわけでありましたけれども、ぜひ実行に移してもらいたいということを強く要望して、きょうの私の質問は終わりたいと思つてます。

○渡部委員長 次に近江已記夫君。

○近江委員 私はあと短時間で終わりたいと思つてますが、一点お聞きしておきたいのは、アメリカの原子力潜水艦等あるいはエンタープライズとかいろいろ原子力艦が入ってくるわけでありまして、当然この事故ということが想定されるわけですね。当然この場合は同じように補償を考えているわけですね。これについてお聞きします。

○梅澤政府委員 アメリカの潜水艦につきましては、安保条約の地位協定がござります。その関係でこれは行なわれることになっております。地位協定でいくことになっております。

○近江委員 地位協定のこの賠償とのそれはき

ちつとできていますのですね。

○梅澤政府委員 安保条約の地位協定によりまして、国内の法律が適用されるという形になります。

○近江委員 その点ははっきりしているわけですね。それから石川委員のほうからいろいろのお話があったわけですが、原子力損害賠償に関する法律、これは三十六年の五月十八日に可決になっておるわけですが、そのときに附帯決議を何項目かに分けてつけているわけですね。それでこれについてはどのようにやったかということを、いままで各委員に続いて質問はあるわけですが、具体的にこれについてはどうしたかということを簡潔にお答えになっていただきたいと思つてます。

すなわち、その(一)は「安全基準を速やかに設定し、これに基づいて原子炉の過度集中を避け、周辺環境の整備を図る等原子力損害に関する予防措置を講ずること。」(二)は「原子力施設周辺地域の居住者等に対し線量調査を定期的に実施し、被害の早期発見に資するとともに損害認定の基礎資料とする。」(三)は「原子力委員会において原子力損害の評価に関する具体的基準を設定すること。」(四)は「原子力損害賠償紛争審査会に関する政令において、原子力損害の状況及び損害の評価に関する重要事項を調査するため、必要あるときは審査会に特別委員を置くことができる旨を規定すること。」と。まず、この四項目についてはどうしたか、簡潔に答えてください。局長でもけっこうですし、どなたでもけっこうです。

○梅澤政府委員 第一項の安全基準につきましては、原子力委員会におきまして三十九年の三月に、原子炉の立地審査指針それから原子力船運航指針、軽水炉安全設計審査指針等各種の基準をつくりました。これに基づきまして安全審査をやっているわけでございます。

それから地帯整備につきましては、事業者が主体となって地帯整備を進めておりますが、先ほど石川先生から申されましたが、東海村については特に国の研究所がござりますので、原子力委員会

で特に地帯整備五カ年計画をつくって、何とかその地帯整備を進めていこうとござります。

それから原子力施設周辺におきまして居住者の線量調査、これにつきましてはモニタリング実施を量調査、これにつきましてはモニタリング実施を

実は原爆の調査と一緒にいたしまして、約二十七年の県の研究所を合併いたしました。幹事会を設けまして、そこで、定期的調査をいたしております。その調査は雨水、浮遊じん、農作物、海産物それから海底土、これにつきましてそれぞれ定期的な調査を進めております。

それから、原子力委員会において損害の評価に関する具体的基準、これにつきましては昨日有澤先生が御説明されましたが、目下検討中の課題でございます。

それから、原子力損害賠償紛争審査会に関する政令、これは用意はしてございますが、実はこの審査会はそのときに臨時につくる機関でございます。したがって、実際にまだございせんので、もし万が一の場合にはすぐこの審査会が置けるように考えております。以上四つでございます。

○近江委員 検討中とか考えておるといふことが多いわけですね。次に大きな項目として「原子力事業の従業員の業務上受けた災害に対しては、労働者災害補償保険法の適用のほか、原子力損害の特殊性にかんがみ、必要に応じ、別途被害者の保護に遺憾なきよう立法その他の措置を講ずべきである。なお原子力損害に準ずる放射線障害の保護についても同様の措置を講ずべきである。」これについてはどうしましたか。

○梅澤政府委員 これにつきましては諸外国の法制におきましても原子力事業者の災害につきましては、放射線障害を含めまして、労災保険制度になつておるのが通例でございます。したがって、わが国におきましても、現在従業員の災害につきましては労働者災害補償保険制度の充実につとめておるところでございますが、さらに労災保険制度で補てんされない額、これにつきましては原子力事業者が従業員災害をてん補するために、原子力損害賠償制度検討部会での審議に基づきまして新しい損害保険制度の創設といひますか、それをいま業界で検討中でございます。これは間もなく答えが出ますが、そういう形で現在進めているところでございます。

○近江委員 次に、この当時の法律ですが、「五十億円をこえる損害が発生した場合に、本法の目的である被害者の保護に遺憾なきを期するため、政府は、十分なる援助を行なうとともに、あらかじめ、この被害者保護の目的に添うよう事業者の災害賠償に備え利益金の積立等について指導を行なうべきである。」四の「近い将来、原子力損害賠償に関する国際条約が成立した場合には、政府はこれに必要なる措置を講ずべきである。」この二項目についてどうなつていますか。

○梅澤政府委員 五十億をこえざる損害が発生した場合の国の援助につきましては、これを必要とするような原子力事故が幸いにまだ一応発生いたしておりません。それで原子力損害の賠償に備え、原子力事業者の利益金をこで積み立てておくという話でございますが、電力会社の資産も、この法律がござります当時と比べますと相当充実してまいっております。現段階ではこの点につきましては、そういう関係で特に緊急性を持たなければならぬということにはならないのではないかと、そういうふうな考えております。

それからもう一つの「近い将来、原子力損害賠償に関する国際条約が成立した場合には、政府はこれに必要なる措置を講ずべきである。」これは原子力損害賠償に関する諸条約との関係につきましては、前に申し上げました専門部会において諸条約を十分参考として、できる限りこれに合致させる方向で検討し、その結論を今回の報告に持ち込んでおるわけでございます。特に原子力船につきましては、その国際的相互寄港の円滑化のためにブラッセル条約というのがござります。これはまだ効効いたしてございせんが、これに沿つて責任制限を採用することといたしてござります。そういう形で、できるだけ海外との関係につきま

しては進めている現状でございます。

○近江委員 この衆議院の附帯決議と参議院の内容はほぼ同じだと思いますが、しかしちょっとニュアンスの違い等もあるのではないかと思いますので、重なると思いますけれども念のためにお聞きしておきます。参議院におきましては三十六年の六月二日に決議をしております。一つは「本法の適用除外になっている原子力事業の従業員災害については、立法その他の措置により被害者の保護に万全を期すること。」「二、賠償措置額をこえた原子力損害に対する国の措置については、被害者を全面的に救済保護できるよう遺憾なきを期し、特に原子力委員会が損害の処理・防止等に関し国会に提出する意見書については、被害総額は勿論災害状況を明細にするともに、原子力委員会の意志を具体的に表示し、もつて国会の審議に資するよう措置すること。」「これについてはどのようになり、その後どういう考えを固めたか、それについてお聞きします。

○梅澤政府委員 初めの第一番につきましては、先ほど衆議院の附帯決議で御説明した、たしか二に当たると思いますが、それからその次の五十億をこえます被害保護につきましては遺憾なきように期す、これにつきましては、万が一ありました場合には当然この趣旨に沿って進めていきたい、そういうふうに考えております。

○近江委員 それではもう時間がありませんので、これで終わります。いずれにしても附帯決議はよく国会の意思を尊重していただいて、その具体化を強力にやっていただきたい、このことを特に要望して終わります。

○渡部委員長 次に、山原健二郎君。

○山原委員 第三者監視機関の問題についてたまたま質疑が行なわれておりますので、私も最初にそのことについてちょっと質問をいたしたいのです。

昨年の四月二十日に茨城県知事岩上二郎氏から出されました科学技術庁長官に対する要望書、これは七項目あるわけで、一々お聞きしたいわけ

すけれども、時間の関係がありますから、一つだけ第三項目、いわゆる第三者監視機関についての要望であります。これに対する回答がなされておりますけれども、その回答文を正確に、そして、ゆっくりゆっくり読んでいただきたい。

○梅澤政府委員 「周辺環境の放射線監視は、原子力事業者が実施する責任を有するものであるが、原子力施設の設置、運転に伴う地域住民の不安感を解消するため、監視の結果を公正に評価する中央機構の整備について検討しているところであり、地方においても測定データの確認、評価を公正に行ない、地域住民に対する周知をはかるため、地方自治体が参画した機構を設けることは適当と考えられるので、国としても積極的な協力することとする。」と書いてございます。

○山原委員 結局その回答というのは、県知事の要請しておりますところの「地方公共団体が関与し得る第三者監視機関を本地域に設置すること。」というところについては、これは認めているわけですか。

○梅澤政府委員 できるだけつくっていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。い、こういうふうに考えておるわけでございます。

○山原委員 現行の規制法によれば、それはできないというようなことを言っておるということとを伺っておるわけですが、その点はどうですか。

○梅澤政府委員 これは原子力発展に対する自主的な考え方でき上るものでございますから、法律でどうのこうのということとはございませ

○山原委員 そうすると第三者監視機関をつくることはいいというのが皆さん方の考え方ですか。

○梅澤政府委員 第三者監視機構は、すでにこれと同じように考えられますものが福井県にもござい

ます。したがって、原子力のところにはできるだけこういうものをつくっていただいて、要するに原子力がうまく発展するために、こういうことである御援助していただくために、私た

ちもよろしゅうございまして、それから第三者の方々もいろいろ確認できるという立場から、こういうことは非常に進んでやっていただきたい、こう思っております。

○山原委員 この中で地域住民の問題でありますけれども、これは不安をなくするという意味で、その調査の結果その他を公表するということとどまっているわけですね。地域住民を第三者機関に参加させるという考え方は持っておられるのですか。

○梅澤政府委員 これはいわば、私がいつも申し上げております第三者機構という考え方でござい

ます。したがって、地域の方々が自主的に集まりをしていただきます。その関係から、その住民の代表がお入りになるということは当然だと思ひます。

○山原委員 ただいまの回答そのものは私は持っていないのです。要望書は持っているのですが、いま読んでいただきたいのですけれども、それに

よりますと、最初のところは設置者が行なうというところが主になっているわけですね。だから、私はこの前の委員会であ媛県の伊方町にできる四国電力の原子力発電所の問題を取り上げたわけですが、これも、これは設置者である四国電力は、前に

申しましたように、単なる発電所をつくるということ、土地の売買契約を結んで、そしてその後において原子力発電所をつくるという、いわば住民欺瞞のペテランですね、そういうものが監視の中心であって、住民に対しては単にこれを知らし

ていくという形では、真の意味での第三者監視機構とはならないと思うのですが、もう一度その点について伺っておきたいと思ひます。

○梅澤政府委員 ただいま先生のおっしゃいましたのは、原子力発電所を建設する事前の問題として、土地を買いますときに普通の発電所だと言っ

ていて、途中で原子力になったというふうなお話でございます。(山原委員「そういう性格を持つておるといふんですよ。」と呼ぶ)地元のそういう形はございまして、ここで申し上げます第三者

というの、やはり原子力発電所が運転をいたしまして、それで運転の途中でどういふことがあるか、そういうことを十分監視していただいて、安全に運転しているというのを、これは原子力発電所がずっと続いている間やっていただくという監視機構でございます。その点ちょっと——この監視機構はそういう形で考えられているわけでございます。

○山原委員 法案につきまして、きわめて初歩的な質問をいたしたいと思うのですが、賠償措置額が五十億から六十億ということになるわけですが、これも、これは質問があったかもしれないが、この金額の算定の基礎というのはどういふもので

すか。簡単に答えをいただきたいです。

○梅澤政府委員 簡単に申し上げますと、大体国際並みをとったというのが一つでございます。それからもう一つは、初め五十億でございましたが、その後の保険会社の資産の増加等から見て十億程度は上げていいのじゃないかというのが検討

委員会等の御意見でもございまして、そういうところから勘案いたしまして六十億といたしたわけ

でございます。

○山原委員 これは国際的な慣例といひますが、そういうものと保険会社の問題、それ以外にこの額についての少なくとも科学的な根拠というものは全くないわけですか。

○梅澤政府委員 どうも各国とも調査いたしました

が、やはり五十億がいいか六十億がいいか、この点に科学的な根拠というものはあまり見当たりません。

○山原委員 この法案がもう一つの問題として持っておりますのは、従業員の問題、これは昨日来ずいぶん質疑が行なわれておりますので、私は皆さん方の質問の気持ちと全く同感であります。また前の決議の際の附帯決議の中にもあるわけですからこのことは省略したいと思ひますが、この安全性の問題です。安全ということ前提にしてこの法案がつくられておるように思ひわけですけれども、これもずいぶんお話が出たわけ

です。現在まで原子力施設に関する事故というのは、大体どれくらいあったわけですか。

○梅澤政府委員 日本においては幸いございません。世界におきましては、研究を始めました当時の研究炉等で、ございます。

○山原委員 私がもらっておりますこの資料によりますと、日本原子力研究所原子炉工学部安全工学研究室及び保健物理部の調査によれば、百一件原子力施設における事故が発生しております、こういうふうに出ておりますが、これは間違いのないですか。

○梅澤政府委員 ちょっと資料を持ちませんが、たぶんそれは——私がいま事故と申し上げましたのは賠償法等でひつかかった事故、こういうことで申し上げました。ただ原子力につきましては、事故と言わずに、まあ異常といいますが、正常なやり方のときにある程度異常がございました、その危険数からの問題と、それからもう一つは、原子炉そのもの、あるいは研究炉そのものの補修工事、そういうところの事故といいますが、そういうものの関係を含めてたぶんその数字が出てくるのじゃないかと思えます。

○山原委員 ちょっと正確にお調べいただきたいのですが、百一件というのは、いま私が読み上げました機関の調査として私はいただいておるわけです。これは一九五九年以前の事故、百万ドルの損害額、そして死者のあった場合ということでありますが、これは間違いですか。

○梅澤政府委員 いま先生のおっしゃいましたのは、ちょっと私にそんなもの考えられませんが、調査していただきたいと思えます。

○山原委員 先ほどもお話のしました米原子力委員会の出しておりますところの予想される損害二兆六千億というやつがあるわけですね。これは原子力発電所の十キロワットないし二十万キロワットの場合に、このような被害が予想されるといふ数字として出ておるよう思うのです。ところが現在、たとえば私が申し上げました四国電力の伊方町に設置しようとしておる原子力発電所と

いうのは五十万キロワットですから、言いかえれば、その三分の一ぐらいの原子力発電所によって二兆六千億円の被害が予想される、事故が起こった場合、あるいはまた日本原子力産業会議の場合には三兆七千億という数字が出ておるわけですね。こういうことを考えましたときに、私が先ほど申し上げました百一件というのが——これは私はそういう資料をいただいておりますが、まだ皆さんのほうでは明確になっていないようですけれども、そういう安全性というものについて、完全に安全性が保障されるという状態ではないと思うのですが、その点について有澤先生の意見を伺ってみたいのです。

○有澤説明員 安全性というのは、一つは正常運転の場合においてどういふような障害があるかないか、これが一つの問題です。それからもう一つは、いまのほんとうの事故が起こるから起こらないか、こういう問題だと思えます。安全審査会のはうにおきましては、正常運転のときもむろんですけども、事故の場合をとりまして、それでその事故もいろいろな形で起こると思えますけれども、重大事故と仮想事故——人知ではほとんど考えられないけれども、たとえばこういう問題、こういう事故が重なって起こったときにはどういふふうになるかという場合を考えまして、それから起こってくる放射能の障害という損害というものを考えておるわけです。その限りにおきましては、仮想事故の場合におきましても、これはほとんど考えられない場合ですけれども、たとえばチェルノブイリがこわれて、それで同時にもう一つのチェックポイントもこわれ、もう一つこわれたというふうな、三段階にチェックできるようなものが全部一ぺんに故障したというふうな、ほとんど考えられないような場合を想定して、その放射能の損害の及ぶ領域はこの構内に限られる。外、第三者のほうの構外に出るものについては一定の基準以下になる、こういう検討をしまして、安全である、こういうふうに申しておるわけですが、ところが賠償法の解釈は、そういう意味の安

全性というよりは、もし炉の中にたまっておる放射能といえますか、それが全部あるいはそのうちの五分の一が出た場合、そして風のやあいも非常に悪い場合、そういう場合を想定して、二兆円とか三兆円の損害が起こるだろうという計算をしているにとどまるわけでありまして、ですから安全性の場合は、私ども技術的にはしるうとでございまして、そういう専門的な方々の集まりとしての、第三者的機関としての安全審査会で安全性を審査していただいているわけです。

いまわれわれのこの法案の対象になっておりますものは、これはもうほとんど起こり得ないものだといわれています、結局人間の知恵の範囲内で想定しているわけでございます、検討しているわけです。それ以上のものが何か起こってくる。たとえば地震なら地震の場合において、マグニチュード七とか八というふうなものは考えているけれども、それ以上のマグニチュードの地震が起こらないというふうな保証はできない。もし万一そういうふうな場合が起こっても、ある施設は大体だいたいようぶなような形になっておりますけれども、何らかの事情のもとに、それが事故を起こすというふうな場合を考えている、ほとんど想像に絶したような場合を考えて、その場合においてもそういうふうな事故が起こっても、われわれはこういう賠償の措置を考えている、こういう意味の賠償の措置でございますから、われわれが炉の安全審査をやっております場合と、この法案の対象になっている事故といふことが、万一の場合といふことは非常に違いがあるといふことをどうぞ御了承願いたいと思えます。

○山原委員 私は全くのしるうとですからね。しかし私は専門家というものの意見を必ずしも信用しないでございます。まあもしば最近多いわけですね。富士観光の場合だって、起こり得ざる問題が起こって、四キロにわたって汽車が突っ走るなどという想像できないことが起こっておりますし、またこの前も申し上げましたけれど

も、原油基地の場合でも、鹿児島県の喜入町の場合は絶対安全だということでも企業側の説明があつておるわけです。しかしすでに四回にわたって原油が漏れるという事態が起こっているわけですね。そういう点から、住民の率直な感情からいへば、安全性についての不安といふものは解消されない部分に相当たくさんあるということをおのれに申し上げておきたいと思ふのです。

それからもう一つ、温排水の問題について原子力局長にお伺いしたいのですが、これは被害はないのですか。これについてどういふ研究をされておりますか。

○梅澤政府委員 温排水につきましては、火力と同じ温度程度のものであります。その点におきましては海にそれが出るといふことでございまして、したがって、私たちのほうも、温排水の問題についてことしからそこで魚類がいかにうまく養魚できるか、そういう点の研究を進めるといふことで、本年から今度の予算の中に五カ年計画でそういう研究を進めたいといふことを考えているところでございます。

○山原委員 この点について、私は愛媛県伊方町の例を申し上げますけれども、これは先にも一度申し上げましたが、東京工業大学の崎川教授、これは県の講師として原子力発電所の問題について現地を話されておるのですが、その際に温排水の問題が出ておりました、特に瀬戸内海というふうなところへこれを流すといふことは賛成できないという御意見をいただいております。

それからもう一つ、これは立教大学の服部先生のジュリストに出ておる論文でありますけれども、ちょっと読み上げてみますが、「原子力発電所で発生した熱がすべて電気エネルギーに変るのではなく三〇％、四〇％といわれる。結局残りは、発電所のまわりに捨てられる。温排水が重大な公害をひきおこす可能性が生じてきた。特に、沿岸の水産物に影響をおよぼす。」ということが書かれておるのです。いまから研究されるというのですが、一九七〇年、本年の三月、これはア

アメリカの例でありますけれども、米國司法省は、フロリダ電力会社を相手どり、火力及び原子力発電所からの温排水の放流によって、ビスケーン湾の自然を破壊したり今後破壊するおそれがあると告発をいたしております。

その理由の一つは、二つの発電所が放流する温排水が、同湾の生物を急速に死滅させ、計画されている原子力発電所が建設されるならば、その被害はさらに大きいものになる。これは米司法省の告発文書です。こういう問題が、すでにこれはアメリカにおいても起こっており、特に、日本列島においても起こるというように、バスに乗りおくれるなどというので、九電力会社が競って各地に、全く無政府的な状態でつくろうとしている中で、こういう問題がいまだに十分研究されていない。これから研究するという態度で、はたしてよいからという問題を含めまして、いま私が申し上げました一つの論文と一つの告発文についての見解を伺っておきたいのです。

○梅澤政府委員 先ほど申し上げましたように、火力と同じように確かにございします。したがって、原子力発電所を設置する場合には、そういう問題点につきましても、地元との漁業関係とお話し合いをして、いままでのところでは、たいていその漁業権を買い上げ等の措置をとっております。そうしてできるだけ漁業のほうに影響のない形を進めております。それから、私が研究を進めますと申し上げましたのは、もちろん魚におきましても、悪い魚と、あるいは温排水からいい魚と、こういうのがございします。そういう関係から、一応漁業の振興という関係からも、できるだけその研究を進めていきたいということを先ほど申し上げました。そういう関係とからい合ひまして、できるだけ地元がうまくおさまるように進んでいきたい、そういうふうな考えております。

○山原委員 この問題は、単に漁業権の問題だけでなく、自然の問題あるいは生物学的な問題等が含まれているわけですね。私のところには、

最近、各漁業協同組合のほうから、特に海の汚染につきましても、非常に神経質な電報が寄せられる状態にあるわけですね。しかも、瀬戸内海というような問題から考えましても、非常に重大な問題だという認識が、はたして科学技術関係の皆さん方の中にあるのかというのを私は疑問を抱かざるを得ないわけですね。これについて長官の意見を伺っておきたいのです。

○西田国務大臣 原子力発電に伴いますところの温排水の影響、これは十分に注意してまいらなければならないことだと思います。しかし、いまアメリカの例をおあげになりましたけれども、同じ温排水と申しましても、それぞれ立地の環境によってその影響等は非常に違うのじゃないかというふうに思っております。私も、実は福井県の敦賀地区に参りまして、あそこでもいろいろそういう問題について率直な現地の状況を聞いてみたのでありますが、あそこでは、何か、かえって、いままでいなかった魚がふえてきた、新しい魚族がふえてきたというようにございまして、これはむしろ何か水産試験場の支所でもつくって、それがプラスになるようなことがあるかどうかというような検討も少ししてみたいというようにございまして、その影響等については十分慎重にこれを検討しなければならぬと思ひますが、そういう意味で、いま局長が申しましたのは、これが養魚等にプラスになるような面もあり、あるいはまたマイナスの面もあると思ひますが、それらを含めまして、いろいろ検討を進めたい、こういうことかと思ひます。十分にひとつ注意をしてまいりたいと思ひます。

○山原委員 長官の答弁、わかりますけれども、アメリカの司法省よりだいたいおくれしておりますね。やはり魚の問題だけでなく、自然その他を含めて、別の魚が生まれたなどということはありますけれども、それは部分的な問題だろうと思ひますので、そういう点はこれは十分注意する必要があります。先へ進みたいと思ひます。

ことしの三月一日に、アメリカの原子力フリゲート艦が横須賀に寄港しております。トラックストン号ですね、これは本土寄港は三回目ですね。これについて、ちょっと先ほど御質問がでておりましたけれども、この原子力潜水艦あるいは原子力フリゲート艦というのは原子力船ですか。

○梅澤政府委員 一般的に、原子力船といふ中に入るんじゃないかと思ひます。

○山原委員 この、いわゆる軍艦といふものが除外されておるといふこと、これは非常に大きな問題だと思ひます。もし原潜あるいはこのトラックストン号などが事故を起こした場合ですね、そして住民に被害を及ぼしたときには、これは全く、国民は何らの補償を受けないわけですか。

○梅澤政府委員 安全保障条約の第六条に基づきます施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定というのがございします。その協定に基づいて処置がされます。その場合に賠償法が準用されるものというふうに考えております。

○近江委員 関連。先ほど私もその質問をしたわけですが、その、準用されるというところ、それは、希望的な、そういふあれですか。しかもやはりこれだけ、たとえばエンタープライズにしろ何にしろ、ああいう超大型の空母なんかになつてきまします、日本がつくつていく、そんな原子力船なんかとは比較にならない大型のものを搭載しているわけですよ。そういう点、準用されるというなら、国内の、要するに日本政府は、それじゃその損害を全部かぶるんですか。アメリカとの協定、そうでないとおっしゃるなら、それじゃはつきりとした文書で、米原子力艦艇が爆発した場合にどうする、という、はつきりとした協定を結んでいまして、ただ、これからの外交折衝だけにまつというところであれば大問題ですよ、これは。いまのところはこれからの外交折衝にまつというだけでしょう。どうなんですか、これは。

○梅澤政府委員 私たちは、防衛庁との見解を

とっておりまして、ただいま申し上げましたように、賠償法が準用または類推適用されます。

○近江委員 それは日本の法律を適用するんですよ。日本政府はその責任を持つけれども、日本政府がそれだけ損害を——国民が被害を受けて、しかも日本政府がそれを賠償する。アメリカの責任はどないしてくれようか、これは。アメリカとは、はつきりとした責任の何の協定もないじゃないですか。商船だけはそういう賠償協定を結んでおられるけれども、これだけ原潜もどんどん入港して、そんな危険が充満しておるのに何の協定も結ばない。日本政府がなぜ全部かぶらなければならぬのですか。それは今後のアメリカとの外交交渉にまつと、ただそんな——それじゃ海のものとも山のものともわかりませんよ。はつきりと結ぶべきじゃないですか。大問題ですよ、これは。

○梅澤政府委員 これは、先ほど申し上げましたように、安保条約の第六条でははつきりきまつていっているわけですね。したがって、この件につきましても、中々国がどういふふうにか金を払うかどうかというの、実は私たちが全く存じません。したがって、先生がそういうことを、こまかにその点についてはその範囲、やり方等については見解をとらなければいけないと思ひます。ただ、ほんとうにその協定でこの範囲はやられて、それを準用するんだということでは明らかになっておるわけですね。

○近江委員 そうすると、これは防衛庁を呼ばなければわからないのだったら、防衛庁に至急に来てもらってください。これははつきりしておかなければ。ですから、これを要求します。外務省も呼んでもらうかな。

○梅澤政府委員 私、お答えしかねますので、そういうふうな措置をとっていただきたいと思ひます。

○近江委員 委員長にお願いしますが、これはきわめて重大な問題であると思ひますので、外務

省、防衛庁の政府委員の出席を要求したいと思ひます。いま早急ということは間に合わないと思ひますので、本会議終了後でもけっこうだと思ひます。

○渡部委員長 それでは、本会議終了後、先ほどのお話し合いにより、法案の扱い、附帯決議の問題等を含めまして、この問題の扱いについて理事会で協議することにしたいと思います。

○三木(吉)委員 私も関連して、いまの委員長の取り計らいでけっこうでございます。私もいま近江君のほうから話があったように、原子力局長のほうからきくからずと準備するということをおっしゃっておるから、準備するということなら、ちょうど国内法がいま改正になる、この改正は大体一億ドルを限度として相手国がその損害を持つ、そしてそれ以上越した分については日本の政府が持つ、こういうように了解しておいたのですけれども、それなら準備ということばが全部消えてしまふわけなんです。それで近江委員のほうから質問があったわけだし、私もきのうからずとそれを疑問に思っておったわけなんです。

だから、原子力委員長並びに科学技術庁長官それから原子力局長、シビリアンコントロールはここで發揮するときじゃないかということのきくう言ったわけなんです。中曾根さんのほうから逆にウラ濃縮についてはああいう越権のさたがあったわけですよ。原子力局長、原子力委員長それから科学技術庁長官の権限を越えて、アメリカに行つてあんなかつて気ままなことをやりました。だから、今度はあんな方が、原子力潜水艦がかって気ままに入つてきておるのですから、こういうものをうしろからたれ流したものの放射能だけを追いかけておらんと、根本的な問題に口ばしを入れてくれというのを頼んだ。それを準備ということはこの場合を勘定してもらつては困る。だから防衛庁からも来てもらひ、外務省からも来てもらつてこの問題をばきりしておかぬと、こんなところから日本が軍事的な従属を強いられしてしまうことになる。独立国としての面目がなくなつてしまふ。私

はそれを非常に残念に思うので、科学の自主性と平和性というものをこの際ばきりしてくれということを言っておるわけなんです。それに対する答えとは私は思へなかつたので、各委員からいまそのような追及があったと思うので、ぜひそういう立場でやつてもらひたいと思ひます。これは委員長のお取り計らいに對しまして賛意を表します。と同時に、そういう希望をつけておきたいと思ひます。

○梅澤政府委員 ただいま私が準備と申し上げましたのは、実は日本の船と同じように無限責任を準備されるという意味で申し上げましたので、ぜひこれから先で検討させていただきたいと思ひます。

○山原委員 私はいまお二人の委員の方が言われましたように、国会において日本の国益の問題が議論されるということは非常に大事なこと、しかもまさに植民地性、従属性に対する態度というもののは明確にしておかなければならぬと私は思うのです。

ちよつと問題が違ひますけれども、実は太平洋沿岸にリマ海域という米軍の第七艦隊の実弾射撃場があるのですが、これは日米安保条約によつて今日まですでに二十年間使用されておるのです。ここは日本の太平洋沿岸の漁民にとりまして一番の漁場なんです。カツオ、マグロの一番とれるところなんです。黒潮の起点でもあります。これを奪われた損害額というものが、出漁できないもの、すから、非常に小さく見積もつてもすでに二十億をこしておるだらうといわれておるのです。しかしそれに対する米軍の補償というものは全くありません。防衛施設庁が肩がわりして今日まで出てきた損害賠償額というのは、ほんとうにスズメの涙の程度です。たしか第一回分は六千万円くらい実は日本政府が出しておるわけです。ですから米軍は何らこれに關与してこない、そういう問題も起つておるのでありまして、そういう意味でこの問題はさらに明確にする必要があると思ひますので、この質問はいまのところとめておきま

す。

いままでお聞きしました点で、安全性の問題とかあるいは、従業員の排除の問題とか、補償措置の問題とかいうようなことに關連しまして、私はちよつと科学技術の基本的な問題について何っておきたいのです。

特に伺ひたいのは、昨年の八月二十五日に佐藤総理から科学技術会議に對して諮問が行なわれております。科学技術会議の議長は佐藤総理みずからであります。科学技術の中身は、一九七〇年代における総合的な科学技術政策の基本についてというものであります。これは非常に重大な問題でありまして、一九七〇年代の科学技術の進むべき方向を明らかにせよという諮問だと思ひます。であります。これについて現在どのような手続を踏んで検討がなされておるか、またいつ諮問に對する答申が行なわれるのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○西田国務大臣 先生のお話にございましたような内容の諮問を受けまして、ただいま科学技術会議の部会において検討を進めておるわけでございます。詳細は政府委員のほうから答弁させていただきます。おそろくは四月一ぱいくらいで結論を得る段階ではないかと考えております。具体的にはひとつ局長のほうから答弁させていただきます。

○山原委員 部会は何回くらい持ったか、ちよつと教えてください。

○梅澤政府委員 お答えいたします。昨年八月諮問を受けましてから審議を重ねておりまして、いま御質問の部会は八回開催いたしております。なおその間小委員会を九回開催しております。小委員会でもまとめたものをその部会にあげまして、部会でまたいま精力的に検討をやつていただいておりますというのが実情であります。

○山原委員 お聞きするところによりますと、すでに第一部会におきまして答申の草案といひますかそういうものが出されておるようによります。私は、私もここには持つてきておりませんが、実は

読ませていただいたのでありますけれども、ただこの中で第一部会の構成メンバーを見ましたときに非常に疑問を感じるわけです。第一部会のメンバーは二十五名でありますけれども、そのうち十名が日本のまさに独占企業の代弁者、社長さんであるわけなんです。こういう形で部会が構成されて、それが七〇年代における日本の科学技術の振興の方向について答申を出すということ、これはたして正しいかどうか、こういう点です。

○梅澤政府委員 この諮問に關しましては基本方針でございますので、科学技術会議といひましては十分関係各界の御意見を拝聴するという考え方でメンバーを構成しております。なおただいま申しました第一部会は二十五名で構成されております。その中には科学技術会議の委員六名も含まれておりますけれども、そのほか専門委員に十九名の方をお願いし、いま申し上げましたように学識経験者を含めて各界から来ていただいで、この諮問について御審議願つておるといふことになつております。

なおこの間そのメンバーのほかに、学者といひましたし、六人の学術に詳しい諸先生方にも御参加を願つておるわけでございます。

○山原委員 この七〇年代の科学技術の方向につきましては、六〇年代の科学技術というものが日本の国内においてどういふものをもたらしたかという、まさに深刻な反省の上に立つて行なわれなければならぬものだと思ひます。公害あるいは労働災害その他ですね。そういう問題がありながら、依然として、今日までいわれてきた高度経済成長政策に伴うそういう企業ベースの中で科学技術というものが論議をされるということになつてきますと、この答申というものは、考えてみればもう結論は大体わかつておるといふようなことさえ考えられるわけです。学者の方が確かに入つておられますけれども、しかし大学関係者あるいは社会、人文科学者の方ほとんど入つておりません。だから諮問の内容は、「わが国の科学技術の現状をみると、その振興が強く要請されて

いるにもかかわらず、生活環境の改善、国民福祉の向上などの社会開発分野においては、十分要請にこたえているとはいえない。というこの観点から諮問がなされているわけですから、そうしますと、生活環境の改善、国民福祉の向上などというものを考えました場合に、当然この部会の中には、人文科学あるいは社会科学というような学者の先生方が入りまして検討するのが正しいのではないかと私は思うのです。そういう部面を排除しておるのかどうかわかりませんが、ほとんどそういう人は入っていない。こういう形で、しかも二十五名の部会の中で十名が大企業の社長さんたちであるという、そういう構成を考えましたときに、疑問を抱かざるを得ないわけですね。もう一度その点についてお答えをいただきたいのです。

それからもう一つ、第一回の答申が行なわれたのは、十年前でありますけれども、このときには諮問がありましてから答申が出るまで二年間を要しております。その間に欧米の視察も行なわれていて、そういう形で、問題はありながらかなり緻密な審議過程というものがあつたわけですね。そして答申が決定をされておるのでありますけれども、いまお聞きしますと、昨年の八月二十五日に総理大臣からの諮問がありまして四月ということになりましたと、わずかに七、八カ月ですか、その間で一九七〇年代の日本の科学技術の振興問題を論議し答申をするというのは、まさに粗製乱造といえますか、非常に拙速な内容を持つておるのではないかと思います。その点についても、ほんとうに慎重な審議が、六〇年代、十年間の反省の上に立つて行なわれておるのかどうか、そのことを伺っておきたいのです。

○橋本政府委員 いま先生の言われました諮問第一号でございますが、こういう審議した経過がございますので、それをもとにいたしました七〇年代の方策を検討するにあたりましては、第一の諮問を中心にして、今後の七〇年代についてどう考えていくべきかということについて、第一部会

は熱心に御審議をしていただいていると私たちは見ております。

なお、先ほどもちょっと私、部会の数で八回とお答えいたしました、実質的には、その期間をちょっと補足いたしますと、昭和四十五年、昨年でございますけれども、三月三十一日以降五回でございます。それを八回と申し上げたわけでございます。なお、慎重審議するために第一部会ではさらに小委員会を設け、小委員会が鋭意審議をしていただいております。先ほど申し上げました九月以降に九回の審議を行なったわけでございます。その間、さらに小委員会でもいろいろ分野の問題につきましてパネル委員会なども開催いたしました。第三パネルまで置いたわけでございますが、それについてはおのおのが五、六回審議を行なった。私もから科学技術会議の審議状況を見ますと、この問題の重要性から各委員の方々は熱心に御審議を願っているというふうに考えております。

なお七〇年代の政策につきまして、私もが拝聴しております。部会の先生方におきましては、やはり六〇年代と七〇年代、特に先ほど先生も御指摘になりました環境の問題あるいは先ほど大臣からもお答えいたしました、私どもの諮問の理由にも人間の福祉の問題、そういう点を十分考慮しながらその点は審議をしておられるというふうに私は考えております。

○山原委員 アメリカにおきましても、ニクソン大統領に対するいわゆるタスクフォースの勧告がなされております。これは私どもから見ますならば、アメリカの大資本本位、軍事研究を柱とする科学技術の政策については批判を持っておりますけれども、しかしその中でも、その勧告を読みますと、まず一つは基礎研究の重要性が非常に強調されておる。それから二番目は社会問題、都市問題、環境問題を三つの大きな問題として勧告をいたしておるわけでございます。そういう点から見ましても、確かに佐藤内閣総理大臣の諮問の中にも生活環境の改善、国民福祉の向上という問題

があるわけですから、こういう問題のつとつたいわゆる人文社会の立場から、一九七〇年代の科学技術の進展ということが考えられなければならないという、これは明確なところだと思えます。で、この点について十分な慎重な態度をとっていただく必要があるのではないかとこのように考えるわけですね。

それからさらに、昨年の正月から三十四回にわたって毎日新聞に連載されました「現代学問論」というものがあるわけですね。これは本になつておりますけれども、これは湯川秀樹、武谷三男、坂田昌一、なくなったわけですが、三名の原子物理学者によるところの現代の科学についての論議がなされているわけですね。その中から見ましても、非常に傾聴すべき問題が含まれていると私は思うのです。現代科学をどう考えるかという問題から出されるわけですね。これは時間がありませんから省略をしますけれども、いわば日本の代表的な科学者の間からそういう意見が出ておるといふこと、これは長官もぜひ読んでいただきまして研究をしていただきたいと思うのです。

最後に、こういう日本の科学技術の方向を決定するにあたって、もう少し方法があるのではないかとこのことなんです。それは一つは、日本学術会議というものをなせ、使うといえはおかしいですけれども、日本学術会議に対してなぜ諮問をしないかという問題です。第一回の科学技術会議の答申、これは池田総理の時代でありましたけれども、「十年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方針について」という諮問に対する答申が行なわれたわけですが、その際に日本学術会議は幾つかの勧告をいたしております。たとえば、科学の研究は世界平和の確立、人類福祉の増進、文化の向上のためになすべきものであるというところ。第二点は、科学の研究はその全地域にわたって推進されるべきものであって、必要に応じて特定の分野の研究を特に推進する場合においても、他の分野の貧困化を行なつてはならないこと。第三点は、科学の研究の成果は、原則として

公開すべきものであること。

第四点は、科学の研究については研究者の意思が尊重され、また反映されなければならない、というふうな幾つかの問題が提起されておるわけでありまして、この十年間にも日本学術会議の勧告というものをこの十年間にも尊重してきておったならば、今日のような問題は起こらなかったのではないかとこのように考えるわけですね。そういう面から見ましても、まさに七〇年代の科学技術についての答申が出されようとしておる今日、なぜ日本学術会議に諮問しないのか。日本学術会議の設置及び目的にははっきり、日本学術会議というものは内外に対して日本の科学を代表するものであるということが書かれております。また学術会議には研究連絡会として三百の研究機関が連絡を持つておるわけですね。したがって、科学技術を論ずる上に最もふさわしい諮問すべき機関が日本学術会議ではないかと思うのでありますけれども、なぜここに、このようなまさにゆゆしい重大な問題を諮問しないのかという点について伺っておきたいのです。

○西田国務大臣 七〇年代の総合的な科学技術政策の基本につきましては、科学技術会議に総理から諮問が出されておまして、先ほど来御答弁申し上げておるようになります。それだけの部会等におきまして、あるいは小委員会等を設けて、鋭意この七〇年代の科学政策にふさわしい内容を持った答申の検討が続けられておるわけでございます。また詳細に内容を申し上げる段階ではございませんけれども、先生、御指摘になりましたような自然環境と人間活動の調和の問題あるいは経済の国際化に対処するところの新しい情勢に対応するところの内容等が十分に検討されておることと存じます。

そこで、なぜ学術会議に諮問しないかということでございますが、決して学術会議を軽視しておるわけではございませんが、科学技術政策につきましては、科学技術会議が存在しておりますの

午後零時四十五分休憩

午後三時三十分開議

○渡部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。近江已記夫君。

○近江委員 このきょうの委員会におきまして、この賠償に關しまして、特に今回の賠償法というのは、陸上における原子力施設並びに原子力船舶等についての賠償ということになります。しかしながら現状は、世界にはいまアメリカ、西ドイツ、ソ連と三隻しかありませんし、いま日本の原子力船舶がここ数年後に誕生する。ごく限られた船しかないわけでありまして、ところが現実にはわが国の場合、アメリカの原潜なりあるいは空母なり、そうした原子力艦艇が入港してきておる。そうなるにつきますと、非常にそういう事故ということがあるわけでありまして、そうしますと、米軍の原子力艦艇による事故が起きた場合の被害ということが非常に心配になってくるわけでありまして、ところが本法案におきましては、何らそれについては触れておられない。この点が非常に問題になっておるわけですが、本会議等もございまして、暫時休憩ということ、その間政府当局といたしまして、関係各省いろいろと連絡をとられたことと思ひます。そういうことで外務省なり防衛省なりもお見えになっておると思ひますので、その件につきまして、米原子力艦艇による災害が起きた場合の賠償、補償というものをどのようにしてもらえるのか、それについてお聞きしたいと思ひます。防衛省なり外務省あるいは一応科学技術庁も、関係のところは全部答えてください。

○山原委員 最後に、答申はこれは尊重しなければならぬという設置法第二条があるわけですから、科学技術の今後の問題についてまさにゆゆしい決定、答申であると私は考えるわけですね。しかも、原子力の問題にしまして、長官もしばしば言われておりますように、実験の段階からまさに実用段階に入ってくるということを考えますと、全く広範な影響を社会生活に与えるものでありますから、そういう意味では十分そういう科学者の意見を聞くべきであるということですね。確かに科学技術会議には江上先生をはじめとして日本科学技術会議の方が入っておるわけに入っておりますけれども、しかしそれは機関として諮問されておるわけではなく、個人として入っておるわけですからね。日本科学技術会議の意見としてはこの諮問に対する効力というものはないわけですね。だから、今後一九七〇年代の日本の科学技術の真の発展のためにそういう機関の意見も十分聴取していくことが必要であると私は考えますので、そのことを要請しまして、質問を終わります。

○西田国務大臣 十分御意見を尊重してまいりたいと思ひます。

○渡部委員長 この際、暫時休憩いたします。

○近江委員 このきょうの委員会におきまして、この賠償に關しまして、特に今回の賠償法というのは、陸上における原子力施設並びに原子力船舶等についての賠償ということになります。しかしながら現状は、世界にはいまアメリカ、西ドイツ、ソ連と三隻しかありませんし、いま日本の原子力船舶がここ数年後に誕生する。ごく限られた船しかないわけでありまして、ところが現実にはわが国の場合、アメリカの原潜なりあるいは空母なり、そうした原子力艦艇が入港してきておる。そうなるにつきますと、非常にそういう事故ということがあるわけでありまして、そうしますと、米軍の原子力艦艇による事故が起きた場合の被害ということが非常に心配になってくるわけでありまして、ところが本法案におきましては、何らそれについては触れておられない。この点が非常に問題になっておるわけですが、本会議等もございまして、暫時休憩ということ、その間政府当局といたしまして、関係各省いろいろと連絡をとられたことと思ひます。そういうことで外務省なり防衛省なりもお見えになっておると思ひますので、その件につきまして、米原子力艦艇による災害が起きた場合の賠償、補償というものをどのようにしてもらえるのか、それについてお聞きしたいと思ひます。防衛省なり外務省あるいは一応科学技術庁も、関係のところは全部答えてください。

○山原委員 最後に、答申はこれは尊重しなければならぬという設置法第二条があるわけですから、科学技術の今後の問題についてまさにゆゆしい決定、答申であると私は考えるわけですね。しかも、原子力の問題にしまして、長官もしばしば言われておりますように、実験の段階からまさに実用段階に入ってくるということを考えますと、全く広範な影響を社会生活に与えるものでありますから、そういう意味では十分そういう科学者の意見を聞くべきであるということですね。確かに科学技術会議には江上先生をはじめとして日本科学技術会議の方が入っておるわけに入っておりますけれども、しかしそれは機関として諮問されておるわけではなく、個人として入っておるわけですからね。日本科学技術会議の意見としてはこの諮問に対する効力というものはないわけですね。だから、今後一九七〇年代の日本の科学技術の真の発展のためにそういう機関の意見も十分聴取していくことが必要であると私は考えますので、そのことを要請しまして、質問を終わります。

○西田国務大臣 十分御意見を尊重してまいりたいと思ひます。

○渡部委員長 この際、暫時休憩いたします。

○宮川説明員 先ほど科学技術庁のほうから御連絡がございまして、午前中の御審議伺っておりませんでございまして、私の了解いたしますところでは、いま御審議になっております法案の関係で、米国の原子力艦艇が入ってきて損害が起きた場合にどうなるか、それに対しては、地位協定の十八条五項で処理される、こういう御答弁があったと了解しております。それで十八条の五項の(4)では、かかる損害につきましては、「日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に關する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。」となつてございまして、それでこれを受けて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定、いわゆる地位協定の実施に伴う民事特別法には、かかる米軍による損害は国が損害を与えた場合の例によつてわが国が損害賠償責任を負う、こういうふうになつてございまして、したがって、御質問のような原子力損害の場合にも、これはあたかも自衛隊が損害を与えた場合と同じように処理されるというふうに考えます。そこで現在の原子力災害の關係は、原子力災害の賠償法が自衛隊を特に適用除外しておりませんので、そういう意味におきまして、同法は米軍による原子力災害にも適用される、こういうふうになります。同時にこの趣旨は昭和三十九年にかわしましたエドモントワールでも同様に述べているところがございます。

○来栖説明員 お答えいたします。ただいま外務省からお答えになりましたように、地位協定の十八条の五項及び民事特別法に基づきまして、国が賠償の責めに任ずるわけでございます。

○梅澤政府委員 私、この関係専門ではございせんが、いま政府のほうから答弁したとおりだと存じます。

○近江委員 自衛隊の与えたものと同じ処理をする、こうおっしゃっているわけですが、自衛隊には原子力施設も原子力艦も何もないわけですよ。そうでしょう。ところが自衛隊にないもので、米軍の原潜なりあるいは米空母なりが入港してきておるわけですよ。自衛隊にないものと同じ扱いだということをおっしゃっているわけですが、自衛

隊にそれはないんじゃないですか。それははっきりとらたっているのですか。

○宮川説明員 ただいま御指摘の点は、原子力損害賠償法に關しての御質問と存じますけれども、先ほど申し上げましたように、地位協定のほう十八条五項の考え方というのは、米軍が損害を与えた場合には、国があたかも損害を与えたかのごとくにして処理する、国が賠償の責めに任ずる、こういうことになつておりました。原子力災害のほうに關しましては、先ほど申し上げましたように自衛隊の船舶というものを適用除外していません。確かにおっしゃいますように、いま自衛隊は持つておられませんし、そういうものはないわけでございますけれども、もともとこの規定は米軍が与えた損害をあたかも国が与えたものとみなしてと申しますか、そうして取り扱う、こういうことになつております。でありますから、これはアメリカに對する請求をする場合にどういう考え方で請求するか、こういうことになつておりますので、觀念的にはこれが自衛隊のものであつた場合というふうになつておる、そういうことでございます。

○近江委員 この原子力災害、原子力事故というのは、想定される事故の中では最大なものであるがゆえにこういうような賠償法なるものができているわけですよ。またそういうわけで、たとえば原子力船が入港した場合にこそで各国が締結をするわけですよ。そのくらいこれは特殊な問題なんです。一ぱからげの事故や災害、そんなものと違つておる。アメリカがこれのように事故を起こして、日本が政府がまきりそれをおかぶつてやらなければならない。なぜそこまで從属しなければならぬのですか。これは日本国民として承知できませんよ。どうですか、その点は。

○宮川説明員 ただいま先生全部日本がかぶるとおっしゃいましたが、実際の仕組みはいわば一たん政府が立てかえまして、そのあとでアメリカに請求する、こういうことになつておるわけですので、全部日本が負うということではございませ

ん。

○近江委員 アメリカに請求するおっしゃって
おられますけれども、何の基準もなしに払ってもら
いたい、そういう国際的な取りきめということ
はそんないかげんなものなんですか。私もあま
り防衛問題は専門ではありませんけれども、何
とかいようなパーセントとかそういうことがあ
るのでしょうか。どうなっているのですか。

○来栖説明員 お答えいたします。

地位協定の十八条五項(イ)にございま
す。日本政府が立てかえ払いをいたしまして、そ
の七五％を米側から償還せしめるわけにございま
す。

○近江委員 七五％ということをおっしゃるわけ
ですけれども、特にこの原子力災害の場合は、こ
れはもうちょっと違うケースなんですよ。普通の
事故とは違うわけですから、当然これは私は
特別の取り扱いをして、この賠償法と同じよう
に全額向こうが持つ、こういうようにやってい
かなければ、これじゃあまりにも日本の立場とい
うものは私はおかしいと思うのです。そのための
原子力賠償法なんですよ。一番危険性が大きいわ
けです。特に軍事力、そういう艦艇などは戦闘行
動ということに重点を置いておられるわけではな
い。安全性とかそういうものについては、原子力商
船は原子力商船より以上に非常に危険を受けるわ
けです。そういう危険を大きくはらんでおるとい
う中で、特にこの原子力災害の場合はこれは非常
にたいへんだということ、そのように他国へ入
港してもお互いに協定を結んで、その船を持って
おる政府が全額を払う、こういう協定になってい
るわけですから、今回のこの法律は、それと同じよ
うに原子力艦艇の場合もこの法律をそのまま適用
する、それでなければいけません。どうなつたか。
それについて政府はアメリカと交渉したんですか。
どうなんですか。もしも交渉しなかったら、私
はあまりにも軽く考え過ぎていると思うのです。
この法律を科学技術庁だけが単独で出しているよ

うな状態であつてはならぬと思うのです。その
点、どうなんですか。

○宮川説明員 ただいま先生おっしゃいました原
子力船の場合というのは、実は私そちらの担当で
ございませんで、詳しいことは存じませんが、
原子力船の場合には今度の賠償法の改正法でござ
いますから、例外を設けておられる、こういうこと
でございませうか。実はその例外をなぜそれに
ついて設けたかについては、私ちょっと申しわけ
ございませうが、よく存じないのでございます。
それでございませうから、その例外を除きまして、
これは原子力災害でございませうから、普通の一般
の事故とかこういうこととは違うと了解してあり
ます。ですからその中で、原子力商船でございま
すか、これを除外されたという点の理由と申しま
すのは、先ほど申しますように私ちょっと存じま
せんので、これは科学技術庁のほうから御説明い
ただきたいと思ひます。それ以外はやはり原子力
災害法で除外例がございませんで、当然そのま
ま適用になる、一般船と区別しないということに
なつておるのじゃないかと思ひます。

○近江委員 私の言うておるのとまるきり正反對
のことをおっしゃつておられるわけですね。要するに普
通の爆発、たとえば爆弾が爆発してそこで被害を
受けたとかそんなものとこの原子力施設の事故と
いうものは違うわけですよ。違ひがゆゑに、特別
にこういう原子力商船がアメリカならアメリカに
入港した場合にこれだけの補償をしますよとい
うことをお互いに各国が協定を結んで、特別災害
としてやつておられるわけですよ。ましてや、原子力
商船は安全ということ、作戦行動に当たらざる艦艇
というものはあくまで軍事力ということを中心
に置いて、安全性というものはもちろん考えては
置きますけれども、原子力商船等に比べると危険性
というものはまだまだ多いわけですね。なおさら、
そういう点から特別に設けられたこの賠償法をそ
のまま適用すべきじゃないか。一般の地位協定に
ある負担がアメリカに七五持ってもらいますから

もういい、そんなものじゃないというのです。日
本はこれは持つ必要はないというのです。これは
特殊な場合なんですよ。ですから、なぜこの賠償法
を特別に米原子力艦のそれに適用しなかったの
か。それだけ日本国民に不安を与えておられたの
か。何のそういう打ち合わせもない。何もやっ
てないというのはいくらもありません。防衛施設
どうですか、この点よく打ち合わせしましたか。

○宮川説明員 原子力のほうの災害については普通
の場合の災害と区別しなければいけません。その点、で
先生の御趣旨の一点かと思ひます。その点は、で
ございませうから適用になるのが原子力災害法で
ございませう。したがって、災害法のほうで特別
に扱つておる、こういうことではないかと思ひま
す。それから今度は地位協定の関係で、アメリカ
との関係ではこれはやはり……(発言する者あり)
御質問の趣旨は原子力災害と、こういうことにな
ったかと思ひます。ございませうが……(発言する
者あり)

○近江委員 一応バトン渡します。
○渡部委員長 では次に、三木喜夫君。
○三木(喜)委員 外務省と防衛庁にお聞きしま
す。いまの近江君の話をいたしましたのは、結局
原子力災害というのは非常に大きいのです。そ
して一億ドルまでは相手国が持つわけなんです
ね。それから上へ出た分は日本の政府が持つ、こ
ういうことになるのです。そうすると、今度自
衛隊の行動したところから起こった災害というも
の、これは二五％日本が持つのでしよう。そうす
ると、原子力船でも原子力潜水艦でも、災害を起
こした場合にはどこまで天井にするかというこ
と、そこには書いてないわけですね。あなたのいま
の答弁では、結局十八条五項の(イ)「請求は、日
本の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本
国の法令に従つて、提起し、審査し、」こうなつ
ておるのです。自衛隊の一体どういう法律がこ
れにあるのですか。「自衛隊の行動から生ずる請
求権に関する日本国の法令に従つて」——どんな
日本国の法令があるのです。いまの法令と違ひま

すね。いまわれわれが審議している法令ではない
のです。どういふ自衛隊の法令があるのですか。
それをひとつ明らかにしてもらいたい。

○来栖説明員 お答えいたします。

十八条の五項の(イ)から出まして、日本国とアメ
リカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第
六条に基づく施設及び区域並びに日本国における
合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事
特別法でございませう。

○三木(喜)委員 そうすると、民特法のどこによ
るのです。それを明らかにしてください。この法
律と完全に食い違ひますよ。民特法を出してみ
てください。

○来栖説明員 第一条でございませう。「日本国と
アメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条
約に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、
海軍又は空軍の構成員又は被用者が、その職務を
行つたとき、日本国内において違法に他人に損害
を加えたときは、国の公務員又は被用者がその職
務を行つたとき、国がその損害を賠償する責に任
ずる。」

○三木(喜)委員 それは全然違ひつていますね。こ
れの損害額の算定のしかたも違ひつてくるし、こ
の法律を適用するのだということをいま外務省は言
いましたね。しかし、それについては算定のしか
たが全然違ひつてますよ。

それからもう一つ、近江君ではありませんけれ
ども、近江君も言つていましたけれども、災害の
起こるの、自衛隊が原子力潜水艦を持ってお
つたことになつて、それに補償するのと同じよ
うにすることになつておられるわけですね。と
ころが、自衛隊に原子力潜水艦はないわけだ
よ。どこにそのさしを当てておるのですか。ものなけれ
ば、それからその補償するところの額も違ひまし
やう。一つ問題は、今度審議しておるのは無過失の
責任賠償、これがこれには課せられておるのだ
よ。いまあなたが読んだのは違法の災害、事
故、損害、こういうふうにあなたは言われました

けれども、そこも食い違つておるでしょう。一体どれに寸法を合わせるのですか。だから、私たちの申し上げておるのは、こういう法律をやるときには、日本が現実原子力潜水艦の寄港があつて、そこから爆発するかもしれないという危険をわれわれは感じておる。そしてその災害は非常に大型化し、広範化しておる關係上、この自衛隊の問題と一緒にして原子力潜水艦というのを見るのは間違ひじゃないか。だから、防衛庁と外務省とそれから科学技術庁とが事前にこれを打ち合わせしておつたかということを聞きたいのです。いま承りますと、全然ちがはうです。中身も違つております。こういうことで、一体住民の災害というものであるいは不慮の事故というのに対処する政府の姿勢ですか。無原則に入れておるとは私たちは言いません。地位の協定がありまからアメリカの原子力艦が入つたかと思ひますけれども、それに對してシビリアンコントロール、外務省なりあるいは科学技術庁が十分法律の上で住民災害をカバーするという考え方がなかつたら、こういう法律の審議はできないですよ。だから、きよう来ていただいたわけでありま。とにかく、端的に申し上げますと、この法律の寸法を原子力潜水艦に当てはめようとしても、寸法が合わないのです。全然合わないのです。原子力局長は準用するということを午前中申しましたけれども、準用できないのです。それであなた方に来ていただいた。外務省にひとつお聞きいたします。

これは科学技術庁長官にもお伺ひしたいのですけれども、そういう検討したいままでの実績はありますか。これは外務省にお伺ひいたします。なぜ入らないかということ、外務省、ひとつ答えてください。

○富川説明員 実はこちらへ呼ばれましたのは、私、地位協定の解釈の關係でということでも参つたわけでございますけれども、ブラッセル条約のほう、まことに申しわけございませんが、私、扱つておりませんので、ここでいまはつきりした御返事をできないのは申しわけございません。

○三木(喜)委員 けつこうです。だから、ブラッセル条約になぜ加盟できないか。加盟するということが出るわけですか。問題ないのです。できないという解釈、これをあとへ残しますから、ひとつ外務省のほうからしるべき人が来て御答弁いただきたい。

それから原子力潜水艦が事故を起こした場合、本法を準用するということをあなたも言つておりますけれども、アメリカとの取りきめの中において、日本がそれについて責任を持つ、その寸法は本法である、こう言つておられますけれども、本法は二つしか規制していません。陸上の原子炉、海上を動き回るところの、今度できるであろう「むつ」号の原子炉、これの事故、この二つしかうたつていません。自衛隊やあるいは潜水艦にそれをおつかふせるなら、そこにもうたうべきはずですよ。そういうところに大きなノスをつくつておきながら、この本法の審議は、これを通すということは、われわれは非常に難色を示すものです。非常にむづかしいと思う。これを政府としては十分調整して、そして審議を国会に仰ぐ、審議を求め、こういうようにわれわれはしていただきたいと思ひます。

田中さんのほうから関連がありますから……。○田中(武)委員 関連してお伺ひしますが、さっきの答弁は全然違ふんですよ。先ほど地位協定十

八条五項(4)号、これに基づいて民特法的一条をもつて答弁をなされたわけですか。民特法一条はこういう原子力に基づく災害をいつているんじゃないですか。これは合衆国のいわれる軍人が違法に損害を与えた場合云々なんです。国内にある施設云々と、要件が違ふんですよ。先ほど三木委員も指摘しましたが、そういうことでできるのなら、あに本法のごとき特別な賠償を必要としないわけなんです。通常の損害ではない。そこに本法のよ

うな特別な立法が必要であるということ。しかもこれは、先ほど話がありましたが、無過失賠償責任制をとつておるわけなんです。同時に集中的責任制をとつておるわけなんです。そういう点からいって、この民特法は全然範疇が違ふんですよ。範疇が違ふものをもつてお答えになつても答えにはなりません。したがって、いま提起されておるこの問題につきましては、日本国内法において云々というが、日本国内法はないわけですか。したがってこの法律の中に一項起こして、そういうような場合にどうするかを書き入れるか、でなければ別な立法でもない限り、国内法に基づいてというが国内法はないんですよ。そうじゃないですか。民特法は全然違います。範疇が違ひます。

○大出委員 ちよつと関連して、これ、ちよつと経過があるので私のほうから申し上げます。さっき御答弁いただいたままになつておりますので、これは公けの委員会でございますから、あとで問題が残ります。したがって、時の経過を私のほうで申し上げますので、もし違つていれば先ほどの御答弁は改めていただきたい。でなければ御相談をいただいて、あらためてひとつ本席で御答弁をいただいておきたいわけですか。

なぜかと申しますと、実は原子力船ができることになりまして、この關係法律を私の所屬しております内閣委員会が審議をいたしました。このときにあわせて賠償法の問題を論議してきました。いまその改正が出てきておる。それまでは法律がなかったわけですか。ましてそれが今度は横浜の埋

め立て地に定係港をつくるという問題がございまして、科学技術特別委員会に私、出てまいりました。実は長い質問をいたしました。そこでも念を押しておりますから、それらの議事録の経過等がございまして。

さらにもう一つ、先ほどエドモントワールの話が出ましたが、これは三十九年だと思ひました。が、原子力潜水艦の日本寄港にあたりまして、当時科学技術庁の長官は、いまの外務大臣の愛知揆一さんです。前段の質問は、いまの社会党書記長の石橋さんがおやりになつて、後段は私が愛知さんに安全性の問題をめぐつて三時間近い質問をいたしておりますが、この中で原子力潜水艦に基づく事故に対する賠償責任、この問題を長い論議をいたしました。その経過がまずございまして。

それからもう二つ。一つは、先ほどお話になりました地位協定の十八条、これはこの協定ができるときの国会論議はありません。ありませんから、その意味での有権解釈はない。しかし、以後何回かこれは論議をされたところでありまして、この十八条の解釈と申しますものは、いまお話をございしましたように、ここが問題点であります。こつちから申し上げますが、つまり五項に基づいて請求権、この請求権に基づいて、先ほどお話がございました「日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に關する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。」という項目が確かにここにございまして。だから、自衛隊の問題がからんでくることは事実なんです。が、実は自衛隊の場合は、自衛隊法に基づくあるいは關係法令あるいは訓令、自衛隊の場合は訓令でござい

ますが、防衛庁長官の命令でございまして、それに損失補償はないのであります。ないから、特損法を準用してきた、これがいままでの経過です。

特損法と申しますのは、アメリカの軍隊に基づいて特別の損害補償、ちよつと申し上げますと、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律、これしかない。

そこで、この特別損失補償に関する法律は特損法と俗にいいますが、この第一条をごらんになるとわかりますけれども、海上あるいは農林関係、商工その他の関係は除外をいたしまして、つまり合衆国軍隊が動き回るところを想定しているわけでありまして。たとえば、防潜網などという網を水中に沈める、そうすると魚がとれなくなる、あるいはそこを航行する船舶が大きく回り道をする、そういう場合に請求権を生ずる、こういうのが特損法の性格であります。あるいは農林漁業に従事する中で、農耕等をやっている場合、たとえば厚木の飛行場、爆音が激しいですから、ついからだをこごめる。こごめると農耕がスローテンポになるといふ意味の補償というものが中心になっておりましてそのほかが入っていないから、ずいぶんこれは論議を呼んだところであります。しかしこれしかない。ないから、自衛隊の場合もあとからできたわけでありまして、朝鮮戦争以後でできたのですから、そういう意味でこの法律を適用していた。そこで、しかたがないので、実は三十九年、四十年ですが、松野頼三さんが防衛庁長官のときに、防衛施設周辺安定法という法律案が、神奈川県知事の知事のところから——この根拠は、厚木周辺にある爆音反対同盟が立案したもので、これを神奈川県知事が紹介知事ということで先に立って政府に陳情をしてこれを法律制定してくれということを出した。それを取り上げて政府が、実はいままでも自衛隊に関する十八条はあるんだけれども、特別損害の補償という形の法律がない。ないから特損法適用じゃおかしいというので、実は自衛隊が与えた損害に対する補償を中心にした法律をつくらう、こういう考えが初めからあったのかみ合ったわけですか。かみ合って、防衛施設周辺整備法という名前をつけて、その九条に——本末転倒なんでありまして、九条に、自衛隊の行なった行動、行為に対する損害補償の条項を一項入れさせてもらいたいということ、これは内閣委員会に法案が出されました。ですから正式名称は、防衛施設周辺の整備等に関する法律、

こういうことになったわけでありまして。これは実は私も三日にわたりました、時の松野頼三長官、財務防衛施設庁施設部長を相手にいたしまして、三日質問をいたしまして、防衛庁、こんな教科書的な、議事録を収録した本が出されておりますが、何しろこの法律は、政令がその中に十三ある。だから政令も全部書いてもらって出してもらって論議をしたのですから、間違いないのです。

これはどういうことになっておるかといいますと、この九条は特損法の適用なんですよ。中身は海上、農林関係というところにして防衛施設周辺の整備法というものはできています。したがって、自衛隊関係の損害補償の法律というものはこれしかないのです。民特法というのは刑法と双壁でありますけれども、民事特別法でございます。民事の分野でありますから明らかに違ふ。個人が法律を犯している、あるいは違法行為であったということではなければならぬ。ですから、これは全然別であります。だから、そういうことになると適用法規がない。

そこで、原子力潜水艦の入港にあたりまして大きな論争になりましたが、アメリカの国内法に従う以外にないのだというのが当時の愛知科学技術庁長官の答弁でございました。そうすると、アメリカの国内法というのは一体何かというと、限定責任か無限責任かという大きな問題が実はある。おそらくそれ以降何年かたちましたから、アメリカの国内法の限定といわれる五十億から五十億円というものは上がっているかもしれない。しれないけれども、当時は限定責任であった。なぜならば、アメリカは原子力潜水艦をつくるにあたって、国防、国家の安全保障という目的でつくったのだからということで、アメリカの国内法は限定責任制をとった。だから、東京湾に入ってきた事故を起こして、東京湾が向こう十カ年使えない、そういうことになった場合に、五十億なら五十億という金で、限定責任で一体責任が負い得る

かという問題が出てくる。この問題について時の愛知さんの言い方は、エドモモワールの中に、日本国の意に反することはしないとなつておるのだから、二国間の話し合いになる、その場合は、したがって無限責任制ということではアメリカ側も了解をしております。こういう言い方で、私どもが責めた限定責任ではいられぬということについて、そうではないのだということをつけ加えて決着がついているわけだ。そうすると、いまここになつて、原子力潜水艦の問題はこの賠償法とどういう関係があるのだというのだといわれたときに、あなたのほうがどうも話にもならぬ十八条を持ち出した。読んでいただければわかるのだが、特損法というものを片っぽりに控えておいて、自衛隊関係の法律とは何かといったら、防衛施設周辺整備法で、——なかったのだが、あらためて自衛隊の行為に対する特損法に類する損害賠償を規定したのでありますから、範囲がきわめて狭い。このときも一般の中小工業その他を含む対人関係まで入れるというたいへんな論議をしたのだけれども、それまで特損法のほうを基準にできていましたから、したがってそのワクの中におさめたという事情がある。だからこつちへ持ってくるなというものは全くとって本末転倒もはなはだしいわけでありまして。

先ほど来せっかく御答弁をいただいているのですけれども、もし間違いがあるとすればそこで私の発言を御訂正をいただきたいし、そうでないのだとすればあらためて御相談をいただいて明確にさせていただきますと、内閣委員会ならぬ内閣委員会、さきの二階堂さんが科学技術庁長官をやっていたら、この委員会で、サバナナ号の問題をめぐって答弁をしておられることと一々食い違つたのでは、これは同じ国会で言っていることが違つちゃうわけですから、そういう意味であらためて御相談、御検討いただいて、間違いは間違い、正当なものなら正当なものということ、あらためてひとつ御答弁をいただくようにしたほうが私は適切ではないかという気がするものであります。

午後四時三十七分開議
○渡部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、おはかりいたします。
日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に対する質疑をこれにて終了するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田中(武)委員 議事進行。どうやら答弁をせられるにしてもごらんなような状態でありまして。そのひとつ休憩をさせていただいて自後の取り扱いを理事会で相談していただきたいと思ひます。
○渡部委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後三時三十分休憩

○渡部委員長 別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。
日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○渡部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり決いたしました。

○渡部委員長 ただいま可決いたしました本案に対し、木野晴夫君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
まず、提出者より趣旨の説明を求めます。木野晴夫君。
○木野委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、本附帯決議案の説明を申し上げたいと思ひます。
まず、案文を朗読いたします。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

日本原子力船開発事業団法の施行にあたり、政府は、次の事項に留意すべきである。

一、原子力船の開発、建造、利用はあくまで、原子力基本法にしたがい、平和目的に限られているのは勿論であるが、災害、公害の大型化している今日、事故等に対する充分の配慮をすること。

二、従来本法施行にあたり、契約、船価、利用目的等の変更があつたが、今後再度この様な不手際のないよう、造船技術並に関連技術を最高度に活用し、所期の目的を実現すること。

以上でございます。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○渡部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議につきましては、別に発言の申し出もございませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡部委員長 起立総員。よって、本動議は可決いたしました。

ただいま可決いたしました附帯決議に関して、西田国務大臣より発言を求められておりますので、これを許します。西田国務大臣。

○西田国務大臣 ただいまの附帯決議に対しましては、その附帯決議に盛られました御趣旨を十分尊重いたしまして、政府といたしまして万遺憾ないよう意を用いてまいりたいと思ひます。

○渡部委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡部委員長 次回は、来たる十八日木曜日、午前十時より理事会、十時十五分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

昭和四十六年三月三十日印刷

昭和四十六年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局